

平成 28 年 3 月 4 日 / 人権局

資料 1

鳥取県

人権施策基本方針

— 第 3 次改訂 (案) —

平成 28 年 月
鳥 取 県

目 次

基本方針改訂の経緯	・ ・ ・ P1
人権をめぐる社会の動き	・ ・ ・ P2
第1章 基本的な考え方	・ ・ ・ P5
第2章 人権施策の推進方針	
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
1 人権教育	・ ・ ・ P7
2 人権啓発	・ ・ ・ P10
II 相談・支援の充実	・ ・ ・ P14
第3章 分野別施策の推進	
1 同和問題	・ ・ ・ P16
2 男女共同参画に関する人権	・ ・ ・ P19
3 障がいのある人の人権	・ ・ ・ P22
4 子どもの人権	・ ・ ・ P26
5 高齢者の人権	・ ・ ・ P29
6 外国人の人権	・ ・ ・ P32
7 病気にかかわる人の人権	・ ・ ・ P34
8 刑を終えて出所した人の人権	・ ・ ・ P37
9 犯罪被害者等の人権	・ ・ ・ P39
10 性的マイノリティの人権	・ ・ ・ P41
11 生活困難者の人権	・ ・ ・ P43
12 インターネットにおける人権	・ ・ ・ P45
13 ユニバーサルデザインの推進	・ ・ ・ P48
14 様々な人権	・ ・ ・ P50
第4章 人権施策の推進体制	・ ・ ・ P55
施策体系図	・ ・ ・ P56
〈資 料〉	
人権施策推進に関連する指針・計画等	・ ・ ・ P58
人権施策基本方針第3次改訂に引用した 調査・アンケート等	・ ・ ・ P59
人権関係年表	・ ・ ・ P60
世界人権宣言	・ ・ ・ P85
日本国憲法	・ ・ ・ P89
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・ P93
鳥取県人権尊重の社会づくり条例	・ ・ ・ P95

基本方針改訂の経緯

本県では、平成8（1996）年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでに2度の基本方針の改訂を行いました。

平成16（2004）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年3月）と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」（平成11（1999）年2月）の内容を踏まえた第1次改訂を行い、人権教育・啓発の推進も含め、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきました。

また、平成22（2010）年には、新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにした第2次改訂を行い、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら取組を進めてきたところです。

その結果、地域、学校、職場などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われ、相談窓口や分野別施策も充実してきています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの取組により、障がいのある人等の社会参画も進んできていますが、一方で、虐待、いじめ、外国人の人権に関する問題など、人権をめぐる社会情勢の変化により、より一層の対応が求められている人権問題も明らかになっています。

平成26（2014）年5月に実施した「鳥取県人権意識調査」の「一人ひとりの人権が守られていると思いますか」との設問に対し、51%の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答していますが、一方で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と25%の人が回答しています。

これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント（注1）等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第3次改訂を行いました。

（注1）パブリックコメント：公的な機関が規則等を制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す

人権をめぐる社会の動き

1 国際的な動向

- ・昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。
- ・その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。
- ・この世界人権宣言の精神を実効あるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの条約や規約が採択されました。
- ・人権教育・啓発については、平成6（1994）年の第49回国際連合総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。さらに、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」の第1フェーズ行動計画がスタートし、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められてきました。平成22（2010）年から平成26（2014）年まで第2フェーズ行動計画が実施され、高等教育のあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員などの人権研修に重点をおく取組が展開されました。

2 国内の動向

- ・昭和21（1946）年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。
- ・昭和40（1965）年、同和对策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和对策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ・このような同和問題の解決に向けた取組に続いて、「男女共同参画社会基本法」、「障害者基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢社会対策基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などの法律が整備され、様々な人権に関する施策が進められてきました。
- ・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。
- ・人権・啓発教育については、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9（1997）年、『人権教育のための国連10年』国内行動計画が策定されました。

- ・この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題への対応が示されました。
- ・平成8（1996）年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。
- ・人権擁護施策の推進については、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が平成9（1997）年3月から5年間の時限立法として施行されました。
- ・この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について調査審議され、前者は平成11（1999）年7月、後者は平成13（2001）年にそれぞれ答申がありました。
- ・平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。
- ・その後、「犯罪被害者等基本法」、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、「障害者を理由とする差別解消の推進に関する法律」など、人権に関わる法律が策定されました。

3 県内の動向

- ・昭和44（1969）年の「同和对策事業特別措置法」の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。
- ・そのような状況の中で、県内のすべての市町村において、平成5（1993）年から平成7（1995）年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。
- ・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、平成8（1996）年に本県は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。
- ・平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」（現在は公益社団法人）が、県内の人権に関する啓発・相談・研究等を行う中核機関として設立されました。
- ・平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を設置しました。

- ・人権教育・啓発については、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。
- ・その後、平成16（2004）年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第1次改訂」に基づいて、「鳥取県人権教育基本方針」を策定（平成24（2012）年改訂）し同和教育で培われてきた原則を基底に位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進してきました。
- ・平成17（2005）年10月に人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が議員提案で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年12月と平成18（2006）年1月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。
- ・このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成18（2006）年2月定例県議会で条例の施行停止を提案し、可決されました。
- ・その後、平成18（2006）年5月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の事実の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成19（2007）年11月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。
- ・この意見を受けて慎重に検討を行い、平成21（2009）年2月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（「第2章―Ⅱ相談・支援の充実」を参照）を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。

第1章 基本的な考え方

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作为を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されてきました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定当時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が認められてきています。例えば、健康で安全、快適な環境で生活することを求める権利としての「環境権」や、私的生活の平穏を確保し、自己に関する情報をみずからコントロールする権利としての「プライバシーの権利」、他者の干渉・介入を受けずに個人の人格にかかわる事項を自分自身で決定できる「自己決定権」などがこれにあたります。

この基本方針は、これらの「新しい人権」も視野に入れた「人権」を対象とします。

1 人権尊重の基本理念

日本国憲法の本質のもとに「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、差別と偏見のない社会」の実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

（1）一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

（2）人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、人権侵害、差別意識などは解消されていないことがうかがえます。

人の心理面における差別（いわゆる差別意識）、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱い等の差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を深め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、各人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

県では、ユニバーサルデザインの視点にたった施策を積極的に推進しています。

ユニバーサルとは「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「だれもが～しやすい」「だれもが～できる」という意味で使われます。

誰もが利用しやすいように製品、建物などをデザインする、といった、ユニバーサルデザインの考え方を、社会のしくみや制度にまで発展させた「ユニバーサル社会」、すわなち、年齢、性別、言語などの違いや障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現をめざします。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針であり、県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定及び各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

国や市町村の取組はもとより、県民、関係団体、NPO等民間団体、企業等の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。

第2章 人権施策の推進方針

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいい、学校・家庭・地域その他の様々な場を通じて、県民がその発達段階に応じ、自他の人権を大切にすることに対する理解を深め、これを体得することができるようにすることです。(人権教育・啓発推進法第2条、第3条)

1 人権教育

【現状と課題】

- 我が国においては、平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」が公表され、人権教育を通じて育てたい資質・能力(「知識」「技能」「態度」)及び人権教育の指導方法の基本原則(「参加」「協力」「体験」)が示されました。
- 県教育委員会では、昭和44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」の制定を機に、「市町村同和教育推進事業実施要領」を示し、昭和50(1975)年には「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。
- 平成7(1995)年には、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。
- 平成16(2004)年には、「鳥取県人権施策基本方針」に基づき「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成24(2012)年には、国の「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」で示された内容を踏まえながら「鳥取県人権教育基本方針」を改訂し、その中で、本県がめざす人権教育の姿を、「同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける」とともに「国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」と示しました。
- 平成27(2015)年には「公職選挙法」が改正され、公職の選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられ、児童生徒に主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育がより一層重視されるようになりました。
- 本県の学校教育においては、全ての学校で「人権教育全体計画」、「人権教育年間指導計画」が策定されているなど、学校としての組織的な取組を推進する体制が整備されています。
- 本県の社会教育においては、全ての市町村で人権教育推進協議会等が組織化され、人権教育研究会等が実施されているなど、地域における人権教育の推進体制が整備されています。
- 鳥取県人権意識調査(平成26年5月)によると、人権意識を高めるために必要な取組として、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が64.5%、「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が55.4%と高い割合を占めています。
- また、学校教育で人権尊重の心を育てるために必要なことについては、「人や命を大切にすることや態度を育む」という視点の教育を進める」と答えた人が67.2%、「差別やいじめをすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める」と答えた人が44.5%、「さまざまな人権の視点を入れながら、総合的に教育を進める」と答えた人が38.8%となっています。
- 研修会や地域の学習会への過去5年間の参加状況については52.6%の人が「参加した」と答

えています。研修会へ参加した感想については「人権問題は日常の生活や仕事と深く関わっていることに気づいた」と答えた人が46.9%、「差別や人権侵害の実態がよくわかった」と答えた人が39.6%ある一方で、「そうはいつでも差別はやはりなくならないと思った」と答えた人が27.2%、「毎回同じような話でつまらないと思った」と答えた人が12.7%ありました。

【施策の基本的方向】

(1) 人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度は、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

そこで、これらの知識・技能・態度を育成するために、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法・内容の工夫・改善に努めます。

<学校教育>

意図的な指名で活躍する場を与えて児童生徒一人一人に自己存在感を持たせたり、誰もが良さや弱さを持っているという認識に立った共感的人間関係を育成したり、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選べるよう自己選択・自己決定の場を設定したりするなど、指導方法の工夫・改善に努めます。

また、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、それを人権尊重の実践行動につなげられるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立って考えさせたりするなど、指導内容の工夫・改善に努めます。その際、児童生徒の発達段階を十分考慮しながら、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成することをおして、人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度を育てられるよう留意します。

<社会教育>

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、家庭や地域の教育力の向上につながる学習となるようPTA研修・小地域懇談会等の学習方法の工夫・改善に努めます。

また、普遍的な視点からの権利を基礎にすえた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえた取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権を物差しとして家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるよう、PTA研修・小地域懇談会等の学習内容の工夫・改善に努めます。

(2) 評価の指標を明確に定めたPDCA（注2）サイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していきます。

見直しに当たっては、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておき、人権教育の推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民（citizen）による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めます。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することを大切にします。

<学校教育>

人権尊重の視点に立った学校づくりが効果的に進められるよう、第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携

しながら、学校の人権教育の評価にかかわる体制を整備することを大切にします。

その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくよう努めます。また、児童生徒の自己評価アンケートを実施するなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

<社会教育>

人権尊重の視点に立った「子育て・親育ち」や「まちづくり」が効果的に進められるよう、評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価アンケートを行うなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

また、事後研修会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うよう努めます。その際、成果や課題について児童生徒の保護者や地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすとともに、評価した内容について、広報誌、冊子、他の研修会などにおいて、広く伝えることを大切にします。

(注2) PDCA：plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善・見直し）の頭文字を取ったもので、事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方

2 人権啓発

(1) 県民に対する啓発

【現状と課題】

- 県においては、人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターの他、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、NPO等民間団体への人権啓発活動の支援、体験研修の実施など、様々な手法を活用して進めています。
- 県民が人権を身近なものと感じることができるよう、演劇や演奏、映画など気軽に参加しやすい啓発を行っています。
- また、参加者が啓発活動の受け手として受動的な意識に止まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度に繋がるよう、ワークショップ等を取り入れた研修を行うなど、啓発手法の創意工夫に努めながら人権啓発を展開しています。
- しかし、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、人権問題に関する啓発物を「ほとんど読んだり見たりしたことはない」「まったく読んだり見たりしたことはない」と答えた人は43.1%で、そのうち24.3%の人がその理由として「気がつかなかったから」と回答しています。また、過去5年間に研修会へ参加したことがないと回答した人は46.1%となっています。
- 啓発に関する情報が伝わっていないことが講演会、研修会への参加状況にも影響するものと思われます。
- 啓発の機会を多くの県民に周知し、それらの情報が受け止められることが重要です。
- 一方、過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や言動を直接見聞きしたことがあると回答した人は18.6%で、そのうち80.1%の人が、「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」を見聞きしたと回答しており、身近な場所で差別的な発言等が行われています。
- また、見聞きした人の中で、「差別に気づき、間違っていることを説明した」と回答した人は19.9%でした。
- 「同和地区の人々に対する差別意識は解消されている」と回答した人は17.8%ですが、そのうち34.7%の人は、子どもの結婚に対し、「こだわりがある、反対」と回答しています。このように、差別に対する認識等が実際の行動につながっていない実態がうかがえます。
- 一人ひとりが自身の課題として人権についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

1 効果的な啓発・情報提供

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また、人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根付くことをめざし、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等と連携・協働して啓発活動を推進します。あわせて、身近な地域の実情に沿った啓発も推進します。

また、人権尊重意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディア、県政だよりやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動を行い、情報提供に努めます。

2 効果的な啓発手法

(公社)鳥取県人権文化センター等と協力し、人権感覚を体得し人権意識を高める観点から、県民が主体的・能動的に参加できるように、「参加型学習」などの啓発手法を積極的に検討・推進します。

(2) 企業への啓発

【現状と課題】

- 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、略称CSR）への関心が高まる中、人権への配慮が重要となってきています。
平成25（2013）年6月には、「障害者差別解消法」が制定されるとともに「障害者雇用促進法」が一部改正され、障がいを理由とする「差別的取扱い」の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、雇用の分野における「差別的取扱い」の禁止や合理的配慮の提供義務等が定められ、平成28（2016）年4月から施行されました。
- また、平成27（2015）年8月には「女性活躍推進法」が成立し、事業主に対して女性の活躍に向けた行動計画の策定等が義務付けられました（中小企業は努力義務）。
- 本県においては、従業員10人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の選任を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとした人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。（平成27年3月31日現在推進員の選任状況：選任対象事業所数 3,062、選任事業所数 2,541、選任割合 83.0%）
また、企業等で構成する「人権啓発企業連絡会」等は人権問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などを実施しています。
- しかしながら、依然として企業等において差別事象や「パワーハラスメント」や「セクシュアルハラスメント」などの人権侵害が発生しているといった現状があります。
- 企業は、差別のない一人ひとりの人権が尊重され、働きやすい職場づくりに取り組むことが求められています。
- また、宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区かどうかを調べる土地差別等が生じており、県では「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」を作成し、この解決に向けた取組を推進しています。
- 事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育・啓発を積極的に進める必要があります。

【施策の基本的方向】

1 事業主等への人権啓発

企業には、その社会的責任として、性別・国籍の違いや、育児・介護・障がい等の制約など、それぞれの従業員の属性や状況の多様性を尊重し、個性や能力を活かしながらともに働くことができる職場づくりが強く求められています。企業において、このような多様性が尊重され、誰もが安心して働くことができる人権が尊重される職場づくりが進むよう、事業主及び幹部に対する啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。

また、企業において多様な属性や状況に対する差別の解消や社会的障壁の除去が進むよう、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」の周知を図るとともに、国、県、市町村、（公社）鳥取県人権文化センター等の各機関が連携を図りながら企業等に対して、積極的な取組を指導します。

宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携・協力し、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を行います。

2 公正採用選考に関する取組

公正採用選考人権啓発推進員の選任企業の増加に努めるとともに、推進員が職場内で活動しやすい体制の整備を指導していきます。

また、すべての人の就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考システムの確立を図るよう企業等に対して指導・啓発を行います。

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

【現状と課題】

○人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした啓発を行い、人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員や医療・保健関係者等に対する啓発の推進が必要です。

【施策の基本的方向】

ア 医療・保健関係職員

医療保健関係職員の業務遂行にあたっては、インフォームド・コンセントの徹底やプライバシーへの配慮、個人情報の保護など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

イ 福祉関係職員

福祉保健関係職員の業務遂行にあたっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、権利行使の支援や、虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

ウ 教職員

教職員の言動は、児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。従って、教職員は、児童生徒の人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために研鑽を積むことが求められます。

このため、教職員のキャリアに応じた研修、授業研究会等の機会を整備し、教職員の主体的な取組を引き出せるよう「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、内容を充実させ、教職員に必要な資質・能力の育成に努めます。

エ 行政職員

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

このため、新規採用職員や新任管理・監督者等を対象とした研修や職務内容に応じた研修の充実を努めます。

また、地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、市町村・民間団体等の行う講演会や研修会等への参加を促します。

さらに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務を定めた

「障害者差別解消法」に基づいて制定した鳥取県職員行動規範を遵守するなど、行政職員として適切な対応に努めます。

オ 警察職員

警察職員の業務は、個人の生命・身体や財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたるなど多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが必要です。

このため、あらゆる人の人権に配慮した職務を遂行できるよう、研修の充実に努めます。

カ 消防職員

消防職員の業務は、救急業務、救助活動など住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、県民の日常生活に密接に関わることから、消防職員は、人権を尊重した活動が求められます。

このため、消防学校、各所属（消防局、署）において人権に対する正しい理解と認識を深めるための研修の充実に努めます。

II 相談・支援の充実

【現状と課題】

- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）では、人権尊重の社会づくりに必要と思う行政施策について「人権が侵害された人や社会的に弱い立場にある人のための相談体制を充実する」が40.2%、また差別や人権侵害を受けたときに国や県、市町村の相談窓口へ相談したいと思う人は、26.4%に上っています。
- 県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。
- 県では、人権相談について、人権救済条例見直し検討委員会の提言を受けて、平成21年度から「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県下3か所の人権相談窓口で次のとおり総合的に対応しています。
制度開始当初は相談件数が年300件に届きませんでした。近年は450から500件を超える相談件数となっています。
 - ・関係機関の紹介や当該機関への同行、紹介後の状況把握などきめ細かい支援
 - ・法律、臨床心理、教育、福祉など多様な第三者有識者の専門的な知見と関係機関の連携
 - ・関係機関による定期的な連絡会議を開催して、各関係機関の対応事例、頻発事例などを共有した解決の促進や迅速適切な対応
 - ・ケース会議開催など複数の関係機関の連携を促進して効果的、総合的な支援
- 個別の人権課題についても、それぞれ相談・支援窓口を設けて対応することとし、関係機関とのネットワークの構築等、その充実に努めています。ただし、人材の確保が困難なことなどにより窓口設置が進んでいない課題もあります。
- 平成13（2001）年5月、国の人権擁護推進審議会は、新たな人権救済制度の創設について答申し、その後何度か法律制定の動きがありましたが、いまだ実現していません。人権救済制度の確立は大きな課題として残っており、県、市町村等は国に対して継続的に要望しています。
 - ・平成14（2002）年「人権擁護法案」提出
 - ・平成17（2005）年「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」提出
 - ・平成24（2012）年11月「人権委員会設置法案」提出※いずれの法案もそれぞれ衆議院解散により廃案

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実

（1）活用しやすい環境づくりの推進

①相談窓口の一層の周知

周知する際の媒体や対象、また、関連する相談窓口の一括広報など情報発信の方法を工夫して、一層の周知を図ります。

②相談場所、相談時間などへの配慮

必要な時に、気軽に安心して相談できるよう、相談者の気持ちに寄り添う接遇、プライバシーを保護する相談場所、必要に応じて休日夜間の相談時間などに十分に配慮します。

（2）関係機関の連携の推進

相談者は、複数の問題を抱えることも少なくなく、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等

を正確に把握し、必要に応じて協力して対応するなど、関係機関の連携が求められています。

例えば市町村には児童福祉法に基づき、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等に関して適切な保護を図るために、情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童地域対策協議会」が置かれており、児童福祉、保健医療、教育、警察司法、人権擁護などの関係機関が情報の共有化を通じて役割分担しながら支援を行うこととしています。その他の人権問題についても、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPO等の民間機関との緊密な連携、協働を一層推進するよう努めます。

(3) 相談員の資質向上、相談者本位の対応

相談、支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かない、相談者の心情に配慮し、豊富な知識に基づいた対応が求められます。

① 相談員等に対する研修の実施

関係職員や相談員等に対する研修を行い資質の向上を図り、相談者の立場に立って相談、支援の実効性を高めるよう努めます。

② 専門的知見の活用

高い専門性が求められる相談には、法律、臨床心理などの有識者の専門的知見を活用し、複雑に絡み合った問題を公平な立場から整理し、相談者の納得を得られるような対応に努めます。

(4) 人権に関する総合的な相談窓口による対応

県民が直面する問題は、同和問題、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人など様々な内容に及び、また、複数の問題が関連する場合も少なくなく、相談内容を限定することなく受け付けて、適切な社会資源の活用をサポートする総合的な相談窓口を設けて相談者を支援することが重要です。

2 救済制度の確立の国への要望

人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが必要ですが、条例の効力がおよぶ範囲の限界や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界があるので、地域の実態を十分に把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度の早急な確立について、引き続き国に要望します。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

- 昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。
- 「同和对策事業特別措置法」制定以後、名称を変えながら33年間にわたって続いた特別措置に関する法律は平成14（2002）年3月末をもって失効しました。なお、この法の失効に当たっては、平成14（2002）年2月に「今後の同和对策のあり方」を定めました。同和地区の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきていますが、「差別があるかぎり同和问题解決のために必要な施策について適切に対応していく」こととし、その後も同和行政を積極的に推進しています。
- 近年の世界的な動きとしては、国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」は、平成12（2000）年に、関係政府に対して職業及び世系に関する差別を禁止し、救済を図るための措置をとること、職業及び世系に基づく差別の慣行に従事したものに法的処罰・制裁を行うことなどを求める決議を採択しました。その後も、国連の人種差別撤廃委員会が、日本政府に対して部落差別撤廃のための取組について勧告しており、平成22（2010）年には、政府の中に部落問題を取扱う機構を設置することや戸籍の不正取得を厳しく禁止するなどの法整備を行うよう勧告しました。また、平成26（2014）年には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約／B規約）」に関する自由権規約委員会において、日本政府からの報告に対する最終見解が採択され、同委員会は日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱道するすべてのプロパガンダ（宣伝）の禁止等について勧告しました。
- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）の結果では、「県内に存在していると思う人権問題について」との問いに対し、「同和问题に関すること」が最多（57.8%）でした。「部落差別の現状に対する考え方」については、「差別意識が現存している」又は「差別意識は解消されていない」との回答が全体の半数を超える52.3%でした。また、住宅の購入における「同和地区にある物件に対する意識」については、19.7%が「物件が同和地区にあったら避ける」と回答した一方で、逆に「物件が同和地区にあっても、条件があえばこだわらない」と回答した人は44.8%にとどまっており、県民に同和地区にある物件を避けようとする意識が今なお残っていることがうかがえます。また、子どもが結婚する際に相手の身元調査を行うことについて、「やむを得ないと思う」「どちらかといえばそう思う」と、身元調査を容認する県民が32.3%にのぼり、結婚問題についての差別意識がなお存在しています。
- 同和地区における就労の状況については、隣保館での聞き取りや県内の自治体の調査では不安定就労の割合が高いという結果が出ています。また、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）でも、就労面などの格差があるとの回答が21.6%ありました。

○同和地区かどうかの土地の問い合わせや、差別発言、差別落書き、差別投書などが県に報告されているほか、インターネット上での差別を助長する行為も依然として行われています。インターネットは、その特性上、いったん公開された情報は瞬時に広範囲に拡がりすべて削除することは不可能です。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」では、インターネットで他人の権利侵害があったときに、プロバイダ（注3）やサイト管理者等関係者に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの自主的な対応を促すに止まり、その情報の削除は原則としてプロバイダの判断に委ねられており、同和地区に関する情報等をもとにした差別を助長する内容の掲載に適切に対応するために、実効性のある措置が求められているところです。

○偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得について、平成20（2008）年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しました。全国的に不正取得をしていた調査会社が、平成23（2011）年から24（2012）年にかけて鳥取県の自治体からも35件を取得していたことが分かっています。

このような不正取得の抑止をはかるため、全国の市町村において、第三者に住民票等の写しを交付した場合に、本人にその事実を知らせる「本人通知制度（注4）」の導入が進み、鳥取県では事前登録型の本人通知制度を平成25（2013）年8月1日をもって全市町村導入済みです。ただし登録者数は少なく、制度の周知等を進める必要があります。

（注3）プロバイダ：インターネットへの接続サービスを提供する事業者

（注4）本人通知制度：市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、自分と部落差別とのかかわりを考える中で、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めながら自己実現を図っていけるよう、児童生徒の実態を適切に把握しながら、指導内容・指導方法の工夫改善を進めます。

社会教育では、小地域懇談会や各種研修講座等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、教育の取組の充実に努めます。

また、部落解放月間（7月10日～8月9日）、身元調査お断り運動（注5）、宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針、えせ同和行為（注6）の排除など、各種の啓発の取り組みについて、より効果的な手法等を検討しながら引き続き実施します。

さらに、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で事前登録型「本人通知制度」が導入されています。この制度の周知に努めます。

（2）隣保館における相談機能等の充実

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開か

れたコミュニティセンターであり、その基本事業のひとつとして、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行うことが位置づけられています。

今後もその役割が果たせるよう、相談・支援活動の充実や職員の資質向上について支援を行います。

(3) 就労の支援

同和問題等雇用連絡協議会において同和問題をはじめとする人権問題についての情報交換と協議を行い、すべての者の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考による雇用の促進と安定を図ります。

また、事業所(企業)に対し、公正採用人権啓発推進員の設置を呼びかけ、推進員への研修を実施し事業所内における人権意識の高揚と、差別のない合理的な基準による採用選考を推進します。

産業に対する支援は、関係団体と連携を図り地域の実情にあわせた支援を実施します。

(4) 差別事象等への対応

県が設置、管理する公共施設(ウェブサイトも含む)に対する偏見や差別に基づいた人々の心を傷つける差別落書きについては、差別落書き未然防止指針及び差別落書き対応要領に従って対応します。

さらに、市町村から報告のあった事象も含めて、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会である差別事象検討小委員会において、差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行います。

また、問題解決の一助として、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を活用した相談対応も行います。

インターネット上での差別を助長する行為など、既存の枠組みでは解決が難しい問題については、事業者や関係団体への要請のほか、法改正などの実効性のある防止策について国へ働きかける等の対応を行います。

(5) 関係団体との連携

(公社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係団体との連携・協働をさらに進めるとともに、これらの団体が行う調査研究、人材養成、学習資料作成などの取組に対して支援し、その充実を図ります。

(注5) 身元調査お断り運動：結婚や就職に関する身元調査など、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動

(注6) えせ同和行為：同和問題を口実にして高額な図書を売りつけるなど、ゆすり・たかり等をする違法・不当な行為

2 男女共同参画に関する人権

【現状と課題】

○国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」の改正、男女間の暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規制に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の制度の整備を推進してきました。さらに平成27年（2015）年に、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を自治体や民間事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性活躍に向けた動きが拡大しています。

結婚に伴う改姓により社会的信用が維持できないなどの不利益があることから、夫婦同姓制度のあり方が長く課題となっており、平成27（2015）年12月、最高裁は民法の規定について、夫婦同姓の規定は合憲とし、姓をめぐる制度は国会で議論され判断されるべきだとしました。

○本県では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成12（2000）年「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、平成13（2001）年に「鳥取県男女共同参画計画」、平成24（2012）年に第3次計画を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進してきました。

また、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13（2001）年に、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）を設置し、男女共同参画に関する普及啓発、情報収集・提供、相談、活動支援などの事業を実施しています。

○鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、男女共同参画に関することで、特に問題があると思うことは、「女性が仕事を続けにくい社会環境」、「男女の固定的な役割分担意識」、「職場における男女の差」、「社会や地域に残るしきたりや慣習」、「方針決定の場に女性が十分参画できていない」が上位を占めています。

○「鳥取県男女共同参画意識調査」（平成26年8月）によると、「男女の地位の平等感」について「社会通念・習慣」、「職場」など様々な分野で『男性優遇』と感じている人が多く、依然として男性優位の状況にあるといえます。また、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について「賛成（「どちらかといえば賛成」を含む）」の割合が過半数を占めており、男女別でみた場合、男性の方が「賛成」と回答する割合が高くなっています。固定的性別役割分担意識や社会の様々な分野に残っている不平等感が解消されていくよう、男女共同参画に関する認識を深め定着させる普及・啓発活動を行っていくことが重要です。

○私たちの日常生活の中に依然として根強く残っている「男性は仕事、女性は家庭」といった性別により固定的に役割を分担する考え方は男女の生き方や働き方を様々な形で制約し、男性、女性それぞれの生きづらさにもつながっています。例えば、鳥取県警察本部調べによると平成26年の自死者数は、7割以上を男性が占めています。内閣府の調査においても、女性は「健康問題」を原因・動機とした自死件数が多いのに対し、男性は、「健康問題」や「経済・生活問題」「勤務問題」を原因・動機とした自死件数が多いことがわかります。特に40歳代と50歳代の男性では、「経済・生活問題」の件数が最も多くなっています。相談窓口の充実、ワーク・ライフ・バランス等の推進が求められています。

- また、女性においては、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると51.8%が結婚、出産、子育てにより女性が仕事を続けにくいと感じています。また、女性が安心して働くことを妨げるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを行うマタニティ・ハラスメント等も課題となっています。平成25（2013）年に実施した「鳥取県少子化アンケート」の結果では、子育てのための勤務時間の短縮や育児休業を気兼ねなく利用できる職場の雰囲気づくりが必要との回答が多くなっており、男女が共に子育て等を担うことができる職場環境の整備や性別による不利益な取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができる職場環境づくりを進めていくことが必要です。
- 配偶者等からの暴力（DV）防止については、平成16（2004）年に、全国に先駆けて「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定して以来、啓発はもとより、国の制度以上に被害者支援を推進してきたところです。DVに関わる相談は、平成26（2014）年度は863件で、前年度より71件減少しています。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年8月）によると、女性の29人に1人、男性の81人に1人が、この5年の間にDV被害を受けたことがあると答えています。また、交際中の男女間の暴力（デートDV）も問題化しており、若者を中心とした予防教育・啓発も重要な課題となっています。
- 性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年8月）によると、女性の約7%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。性暴力被害者への支援体制の構築が必要ですが、性暴力被害に関する法律は制定されておらず、性暴力被害者支援に関する仕組みが整備されていません。支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害を与えてしまうことがないように、関係機関の性暴力被害者に対する理解を深めていくことも課題です。
- 男女間の暴力等は、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や心理的な支配など、男女が置かれている状況が背景にあり、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識を更に広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進めることが必要です。

【施策の基本的方向】

（1）教育の推進

学校教育では、男女が共に能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を考えられるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、固定的な性別役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する教育の取組の充実に努めます。

（2）啓発・支援体制の充実

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が、男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮して、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営、男女共同参画に関する情報収集、活動支援や相談等に努めます。

また、男女共同参画に関する相談・支援を行うため、各種相談窓口が連携して、それぞれの状況に応じ、安心して相談できる体制を整備します。

(3) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会など附属機関においては、審議会の構成や充て職の見直し等により、引き続き女性の登用に努めます。

また、県の管理職においては、能力・実績に基づいた登用、職域拡大を引き続き進めるとともに、市町村における取組を推進するため、情報提供に努めます。

企業等における方針決定過程への女性の参画を促進するため、企業等の自主的な取組に対して支援を行うとともに、情報提供や研修会等を行います。

自治会など地域における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

(4) 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう男女共同参画の普及推進に努めます。また、自営業で働く女性の労働環境の整備に努めるとともに、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対して支援します。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止するための研修や事業主として取り組むべき措置等について普及啓発を進めます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに仕事、家庭、地域活動を担うことができるように、企業経営者等への理解や取組を促すとともに、多様な働き方を選択・実現できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

また、男性が家族の一員として、家事や育児など家庭における役割を担うことができるよう広報や啓発を行います。

さらに、働きながら安心して子育てできるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図ります。

(6) 男女間における暴力の根絶

DVなどの暴力は決して許されない人権侵害であるとの観点から、被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じた普及啓発を進めるとともに、被害者支援を推進します。

また、性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるような環境整備に努めるとともに、被害者への適切な対応を行うため、関係機関への性暴力に対する理解を深め、二次的被害の防止に努めます。

3 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18（2006）年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では、平成19（2007）年に同条約に署名、その翌年の平成20（2008）年に同条約は正式に発効しました。
- 同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」には、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、施設管理者にとって過度の負担ではないにもかかわらず、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整（仮設のスロープの設置等の物的対応や人的対応）等を行わないという「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。
- 日本国内では、同条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい者当事者等の意見も踏まえ、平成21（2009）年に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内法制度改革を進めていくこととなりました。こうした中、平成23（2011）年には同条約の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。
- その後、さらに「障害者総合支援法」の成立、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成26（2014）年1月に同条約を批准しました。
- 「障害者差別解消法」は、障害者基本法第4条に基本原則とされた「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。
- また、平成24（2012）年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されています。
- 障がい者の雇用状況については、鳥取労働局による平成27年「障害者の雇用状況」集計結果報告によると、平成27（2014）年6月1日現在で、鳥取県（知事部局・病院局・県教育委員会・県警察本部）の法定雇用率は1機関を除いて達成しましたが、民間企業については、従業員が50人以上の県内事業所の約5割が、障がい者法定雇用率（2.00%）を達成していません。平成30（2018）年には身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えることとされており、障がいのある人が就業するための事業者のより一層の理解と、雇用の場の創出や離職防止のための行政による支援が必要です。
- 一方、県内の障がい者数は増加傾向で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見

込まれています。その中でも、精神障がい者数については、大きく増加しており、今後も通院患者を中心に大幅に増加することが見込まれています。

(出典：鳥取県障がい者プラン (H27.3)。県内障がい者数は身体障がい者 (身体障害者手帳所持者数)、知的障がい者 (療育手帳所持者数)、精神障がい者 (入院患者数 (精神保健福祉資料：6月末調査) 及び自立支援医療受給者数) の合計。)

○また、県内の発達障がいの診断を受けている幼児、児童・生徒の数も継続的に増加しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。

(出典：「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査」より)

○本県でも、この権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進める必要があります。

○こうした中、本県では、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の構築を目指して「あいサポート運動」を平成21(2009)年に開始し、その取組は徐々に他の自治体にも広がりを見せており、全国にあいサポーターが約26万人(平成27(2015)年8月末現在)、また、あいサポート企業・団体数も892団体(平成27(2015)年4月末時点)と増えており、こうした草の根的な活動を継続していく必要があります。

○また、本県では、平成25(2013)年に全国で初となる「手話言語条例」を制定しました。条例制定により、手話やろう者に対する県民への関心が高まり、障がいのある人からは「手話が認められたこと、ろう者が認められたこと」という自信が生まれました。また、こうした取組は、その他多くの障がいや障がい者に対する県民意識の向上に繋がるものと認識しています。

○障がい者の社会参加に係る取組について、平成26年度に、「障がいを知り、共に生きる」をテーマに、「あいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化際とっとり大会)」を開催し、障がい者が暮らしやすい社会づくりへの飛躍を遂げることが出来ました。また、全国で初めて障がい者アスリートの強化指定選手制度を設けるなど、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた障がい者スポーツ施策について展開しているところです。

○なお、鳥取県人権意識調査(平成26年5月)結果では、障がいのある人の人権について、「障がいや障がいのある人への理解や認識が不十分」と回答した人が全体の約5割、各障がい別においても「障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発の推進が必要」と回答した人が全体の約5割となっています。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、共生社会の実現のため、障がいのある人や家族、支援者との交流等を通して、障がい者差別の問題は社会全体の課題であるという認識を深め、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。そして、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築をめざして、特別支援教育の取組の推進に努めます。

社会教育では、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合い

ながら生きることができるよう、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、ユニバーサルデザインに対する理解や普及等を促進する教育の取組の充実に努めます。

障がいの特性、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人にちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を作っていく「あいサポート運動」について、県民等への周知及び広報を更に進めることにより、県内のあいサポーター、あいサポート企業・団体の更なる増加を図るとともに、現在、中国地方各県、長野県、奈良県、埼玉県内の一部市町に広がっているこの運動を更に全国に広げるため他の自治体（※）への働きかけを積極的に行います。

※連携自治体：島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、
埼玉県富士見市・三芳町、秩父市等1市4町

また、平成28（2016）年4月に施行された障がいを理由とする差別の解消を目的とした障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等、制度の周知を図ります。

（2）相談支援体制の充実

市町村が設置する地域生活支援センターにおいて、障がい者及びその家族に総合的な相談支援を行います。その他、県の機関で専門的な相談等を行うほか、相談支援専門員や身体・知的障害者相談員による相談対応など、市町村と連携して様々な相談体制を整備します。

（3）権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害福祉サービス事業所等への研修及び実地指導の実施により、事業所における虐待予防、早期発見等に努めます。また、市町村及び鳥取労働局等関係機関との連携や、広く障がい理解への啓発を通じて、養護者・使用者に係る虐待防止への取組を進めていきます。

また、障がい者の権利利益を保護するため、成年後見制度（注7）の適切な利用促進に向けた取組を進めます。

（4）障がい者差別の解消に向けた取組

「障害者差別解消法」では「障がいを理由とする差別的取扱い」及び「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供」を禁止しています。法の運用が適切に行われるよう、地域協議会の開催や、県職員行動規範に基づく適切な対応、民間事業者等への制度の周知・啓発など、各種取組に努めます。

また、差別的取扱い等に関する相談に対しては、人権尊重の社会づくり相談ネットワーク等の相談窓口を活用し、関係機関と連携しながら相談者に対する支援と問題解決に努めます。

（5）社会参加と雇用の推進

平成26年度に開催した「あいサポート・アートとっとりフェスタ」の大会成果を引き継ぐべく、障がい者芸術・文化振興の取組を進めます。また、障がい者スポーツ振興については、2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き強化指定の実施や指導力の向上、キャンプや大会の誘致などを行っていくとともに、障がい者スポーツの裾野を広げるための各種取組を積極的に実施していきます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障

がいがその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障がいのある人それぞれの状況に応じた一般就労に向けた支援を行うとともに就労継続支援事業所等における工賃の向上に向けた支援を推進します。

年々、障がいのある人の就業者数は増えていますが、一方で離職率も高い状況にあります。また、平成30年（2018）度には、精神障がい者が法定雇用率算定基礎に加えられることとなっていることなどを踏まえて、県では「障がい者新規雇用1000人創出に向けたロードマップ」（平成27（2015）年から30（2018）年度の4年間で障がい者就業者数1000人増を目指す計画）を策定し、新規雇用・定着支援などの取り組みを行っていくこととしています。

（6）暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、障がいがある人となない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションを取ることが重要であり、手話の普及や環境整備のための取組や、障がい者への情報アクセス・コミュニケーション支援（注8）を推進します。

（7）特別支援教育の充実

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、教員の専門性の向上、LD等専門員（注9）や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

（8）精神障がいのある人に関する施策の充実

精神障がいのある人については、入院医療中心の治療体制が推進されてきたこと等により閉鎖的環境に置かれていた歴史が長く、治療方法が進歩してきた現在も、偏見や差別が根強く残っています。

精神障がいは、誰でもなる可能性のある障がいであり、適切な治療の継続により症状の安定や回復を図ることが可能であるなど、精神障がいに関する正しい知識の普及と啓発を行うことにより、県民の精神障がいへの誤解、偏見及び差別を解消するような取り組みを進めます。

また、精神疾患に対する適切な医療が提供されるよう、精神科病院の指導を適切に実施するとともに、休日・夜間等の精神科救急医療体制を整備するなど、精神科医療の充実を図ります。

（注7）成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の希望を尊重しながら、後見人等が代わりに手続きを行うなどして支援する制度

（注8）情報アクセス・コミュニケーション支援：視覚や聴覚、音声機能などに障がいがあり、文字や音声などの情報へのアクセスや意思疎通に困難を抱える者に対して、その困難を取り除くために行う支援

（注9）LD等専門員：学習障がい（LD=Learning Disabilities）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD=Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）、高機能自閉症等の幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う教員・事務局職員

4 子どもの人権

【現状と課題】

- 平成6(1994)年に「児童の権利に関する条約」を批准した後、児童虐待防止など子どもの権利擁護に努めてきていますが、なお、子どもの権利が尊重されていない状況があるとして、平成22(2010)年に国連・子どもの権利委員会から3回目の勧告があり、子どもの権利擁護について不十分な部分が指摘されています。
そのような中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26(2014)年に施行されました。また、平成25(2013)年に嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする民法の改正が行われました。
- 経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景として、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待(注10)の相談も依然として多く寄せられており、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。
- 近年、虐待や発達障がいなど様々な要因により、支援が必要な子どもが増えていることから、その子らしく成長を遂げるための適切なサポートの重要性が高まっています。個々の子どもの発達を保障していくために、子どもに関わる関係者や周囲の方の理解を推進し、更なる支援体制の充実が必要です。
- 危険ドラッグは比較的若年層に広がっていると言われ、青少年、家族及び地域社会に対する啓発の強化、再乱用防止の徹底、危険ドラッグの規制強化が急務となっており、県では平成26(2014)年に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を改正し、規制を強化しました。
- インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ等の問題が発生しており、鳥取県人権意識調査(平成26年5月)においても「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育」が必要という意見が多く寄せられています。
- 平成23(2011)年の大津市で起こったいじめによる自死の事件をきっかけに、平成25(2013)年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。県内すべての学校で、組織的、計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」が策定されました。
- いじめ問題が大きな社会問題となった平成24(2012)年度は、いじめの認知件数が前年に比べ4倍と大きく増加しましたが、いじめ防止対策推進法制定を受けて、各学校で未然防止を含めたいじめ問題に対する取組が今まで以上に行われるようになったことなどから、平成25(2013)年度のいじめ認知件数は平成24(2012)年度に比べ約1/2に減少しました。平成26(2014)年度の認知件数は、いじめの認知見直し調査があり大きく増加していますが、いじめの初期段階のものやごく短期間に解消したものについてももれなく認知するという姿勢が強まっています。(平成23(2011)年度 78件、平成24(2012)年度 313件、平成25(2013)年度 157件、平成26(2014)年度 552件)
- 近年、いじめ・不登校等児童生徒に係る問題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求められ、専門の見地から対応ができるスクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっています。
多様な家庭環境を背景とした問題に直面している児童生徒たちのサポートをするスクールソー

シャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきており、今後もさらなる体制の強化が必要です。

- 学校教育法で体罰は明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動指導で気合いを入れる場合は許される」等の誤った教育観・指導観は、厳に改めなければなりません。体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、生徒の指導に当たることができるよう、具体の事例を想定しながら研修を実施するなど、学校の体罰防止に向けた体制の強化が必要です。

(注10) 児童虐待：児童の保護者（親等）やその周囲の人間などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄（ネグレクト）すること。児童虐待は、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し、無視など）のように分類される。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるため、自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく理解させながら子ども自身に権利の主体者としての意識を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体者として尊重されるよう、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

また、子どもの人権を守るため、児童虐待防止、いじめ防止などの啓発に努めます。

（2）相談支援体制の充実

いじめ、不登校など、さまざまな不安や悩みをもつ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った丁寧な関わりや、子どもたちが相談しやすい環境づくりが大切です。そのために、スクールカウンセラー等を配置し学校の相談体制の充実を図るとともに、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

また、思春期以降の若者が、思春期からの心と身体の健康づくりについて正しい知識を学び、望ましい行動やスキルを身につけることができるよう、思春期からの悩みを支援する相談機関の周知や支援体制を構築するなど、思春期以降の若者が抱える悩みについて、相談体制の充実に努めます。

加えて、保護者に対しても家庭での子育てに関する悩み等に対応するため、市町村、児童相談所等の関係機関が連携を強化するとともに、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。

（3）親になるための教育の推進

中学、高校生世代の若者に、就労、結婚、子育てなど将来のライフスタイルについて考える機会を提供し、妊娠、出産、育児等に関する知識や情報を提供し、若者が自立して家庭を築くことや結婚、子育てに希望を持つことができるよう支援します。

参加型の出前教室を実施し、胎児心音や産声を聴いたり、妊婦疑似体験や新生児と同じ重さの人形を抱くなどの体験を通して、いのちの大切さを体感し、生まれるいのちの尊さを学ぶ取組を行います。

(4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援などを柱として、市町村（母子保健・児童福祉担当）、児童相談所、保育所、学校、医療機関等の関係機関が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。

さらに、県は各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会事務局職員や母子保健担当保健師、保育士等のスキルアップのための研修等を実施し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子どもに対する支援プログラム等の実施により、心のケアを行うとともに、再度虐待を繰り返さないよう虐待をした親に対する支援にも取り組みます。

(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進

支援を必要とする子どもたちに対して、その成長が阻害されることのないよう、教育や生活の支援に加え、経済的支援、保護者への就労支援等、あらゆる対策を講じます。

そして、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、学習支援などの教育支援や子どもの居場所づくりなどの生活支援等の施策を推進します。

さらに、やむを得ない理由により家族から離れて養育を受ける子どもたちに対しては、「鳥取県社会的養護推進計画」の実現を通して、適切な支援を保障します。

(6) 特別支援教育の充実【再掲】

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、教員の専門性の向上、LD等専門員や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

(7) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

犯罪に巻き込まれるおそれがある有害情報の氾濫、薬物乱用など、青少年の健全な育成を阻害する社会環境に対応するため、「鳥取県青少年健全育成条例」、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の適正な運用により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備や子どもを薬物から守るための環境整備に努めます。

(8) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実

「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。

学校においては、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止、早期対応のために、スクールカウンセラー等の活用による学校の教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による学校と関係機関の連携体制の構築、専門家チームの派遣などによる学校の支援体制の強化を図ります。また、学校、学級での良好な人間関係づくりを目指す取組を進め、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止に努めます。

さらに教職員研修を充実させ、いじめ・不登校等への指導力の向上を図るとともに、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、支援するための取組を進めます。

(9) 体罰防止に向けた取組の充実

体罰は児童生徒に対する人権侵害であるとの認識に立ち、体罰のない学校づくりの取組を進めるとともに、万一体罰事象が発生した場合には適切に対応するための取組を進めます。

5 高齢者の人権

【現状と課題】

- 本県は、全国に先駆けて、高齢化が進み、平成26（2014）年4月時点の65歳以上の高齢者は、16万4千人、高齢化率は28.5%となっています。平成47（2035）年には高齢化率は36%にまで上昇すると見込まれ、要介護者や一人暮らしなどの高齢者世帯が増加すると推測されています。また、県内には平成26（2014）年4月現在、少なくとも2万人程度の認知症の方がおられ、今後も高齢化の進展に伴い増加する見込みです。
- 高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、地域社会の重要な一員として積極的に役割を果たし、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりが求められています。
- 一方で、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。
- 自治会や地域住民による見守り（地域支え愛活動）を推進するとともに、介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を進めていく必要があります。
- 近年、日常的な金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用の援助を必要とする判断能力が不十分な高齢者において、問題の複雑化や同一世帯における複合的な問題等が増加しています。また、高齢者の介護を行っている家族や介護施設の従事者等による介護放棄、身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。
- 高齢者の総合相談は、各市町村の設置する地域包括支援センターが受付けています。また、介護保険サービス上の苦情に対しては、国民健康保険連合会が窓口を設置して対応しています。必要な体制は整えられていますが、このような窓口の存在をさらに普及していくことが必要です。
- 高齢者の虐待について、平成25（2013）年県内の養介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が1件、養護者による虐待と判断された事例が80件で、多くは家庭内における養護者による虐待でした。（息子43.3%、娘15.5%、息子の配偶者13.4%、夫11.3%）
- 高齢者虐待の防止に向けた対応については、独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成など、平成25（2013）年度の市町村における体制整備等の実施割合は73%と平成24（2012）年度の70%と比べて、徐々に整備が進んでいますが、県は市町村・地域包括支援センター、施設従事者等を対象とした研修の実施など、引き続き支援していく必要があります。
- 虐待の相談・通報窓口として、市町村の高齢者福祉担当課や地域包括支援センターがあります。また、判断能力の不十分な人たちの権利擁護を支援し、地域住民で主体的に支え合う「支え愛」のまちづくりを推進するために、東・中・西部に成年後見支援センターが設立されました。
- 今後、成年後見制度の需要が増大し、成年後見を行うことができる専門職の不足が見込まれる中、各市町村社会福祉協議会との連携体制の充実を図っていく必要があります。

○高齢者虐待を防止するには、虐待がどのようにして起きるのか、また、それはどのようにして知ることができるのかを家族や地域住民も理解することが必要であり、地域に生活する住民の意識向上とそれに基づく行動が大切です。

○今後も継続して、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い需要が増大している成年後見制度の活用を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努めることが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、「高齢者のための国連原則（5つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」を踏まえながら、高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学习や地域の活動の中で伝えたり、高齢者を取り巻く様々な社会保障制度についての理解を深めたりしていくことを通して、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、「高齢者のための国連原則」を踏まえながら、社会保障制度やユニバーサルデザイン等への理解を深めるなど、高齢者の自己実現を図る教育の取組の充実に努めます。

長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対し、敬意を持って接するとともに、その培った知識や経験を地域社会の中で発揮し、積極的な役割を果たすことが重要であることを正しく理解できるよう敬老意識の醸成に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

高齢者の様々な相談や支援を行っている地域包括支援センターや国民健康保険連合会に設置された介護サービス上の苦情の窓口の周知に努めるとともに、その相談支援体制の充実に努めます。

また、認知症の人やその家族の電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、本人・家族への支援を行います。

(3) 社会参加・健康づくりの推進

高齢者がシニアボランティアとして活動していただく仕組づくりや、専門的な知識・技能・資格や趣味活動などの特技を活かし多様に活躍できる仕組づくりに取り組むことにより、「楽しみながら働きたい」、「目的を持って過ごしたい」、「自分の技能を活かしたい」といった欲求に応じた生きがい就労等を進めます。

また、スポーツ大会の開催等による生きがいづくりや地域の特色を生かした介護予防体操（ご当地体操）などをツールとした介護予防の普及に取り組みます。

老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティアなど地域を豊かにする各種活動を行っています。これらの活動に対する支援を行うとともに、一層の能力発揮が期待される若手高齢者の組織化や加入促進を図る取組を支援します。

(4) 福祉サービスの質の向上

介護従事者等が地域で積極的に事例検討会や研修会を開催し、互いに切磋琢磨しあう環境づくりを進めることにより、介護サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。

必要なサービスや質の高いサービスが提供されるよう、介護サービスの情報を公表し、介護サービス等の適正化を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と福祉の連携が重要であることから、「顔の見える関係づくり」をさらに広めるための意見交換会や研修会等の開催により、連携のためのルールづくり等を支援します。

(5) 暮らしやすいまちづくりの推進

県内におけるボランティアや自治会などによる住民参加型のネットワークづくりを進め、住民全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進するとともに、住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に提供される体制の構築を推進します。

さらに、判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度についての普及啓発に取り組むとともに、成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進し、制度の利用を促進します。

(6) 認知症関連施策の充実

認知症疾患医療センター（県内5カ所）による認知症専門医療の充実、医療福祉連携の推進、専門相談の充実を図るとともに、医療関係者及び福祉関係者が多職種協働により質の高い認知症ケアを実現できるよう研修を実施します。

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、民間との協働により、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）を養成するとともに、この認知症サポーターの存在や活動について県民への周知を図ります。また、認知症の人に対する見守り体制や、認知症SOSネットワークの構築、地域資源マップづくりなど、県内の先駆的モデルとなる市町村の取組を支援します。

さらに、若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置を促進するとともに、若年性認知症の人を支援する支援員の養成などを行います。また、若年性認知症サポートセンターを設置し、若年性認知症対策に十分な支援を図っていきます。

(7) 高齢者虐待防止対策等の充実

高齢者虐待を防止するためには、早い段階で高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さといった、高齢者や養護者が発するSOSを的確に把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や関係機関等との連携協力等の推進や虐待防止への啓発活動を行っていきます。

現在、市町村が実施している虐待防止・早期発見の先駆的事例等を広く共有し、実践につなげるよう、地域包括支援センター職員等に対する研修会の開催や情報提供を行います。

また、県内3カ所（東部・中部・西部）に設置された成年後見支援センターの活動を支援するとともに、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、家族への支援を行います。

6 外国人の人権

【現状と課題】

- 県内に在住する外国人は、3,797人(外国人住民統計調査:平成26年12月現在)であり、県人口の約0.7%にあたります。国籍(地域)別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなど約66カ国の方々が在住されています。
- 最近の傾向として、在住外国人の総数は減少傾向にあり、これはアジア諸国(中国、東南アジア地域)から受入れている「研修・技能実習生」の減少に起因しています。一方、「永住者」、「日本人等の配偶者」などの県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々が増加傾向で、これらは1980年代以降に来日された方々(ニューカマー)です。また、過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々(オールドカマー)は横ばい傾向となっています。
- 平成21(2009)年の出入国管理法改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入など法制度上の改善はあるものの、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」、「言語(母語と日本語)による親子のコミュニケーション」、「子どものアイデンティティ」、「教育の保障」、「教育に関する保護者への情報提供」、「職場などでの公正な採用・通名使用」など未だ解決されていない課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。また、「国際結婚」により外国にルーツを持つ子どもやその家族が増加傾向にあり教育現場や地域(家庭)等で新たな課題にもなっています。
- このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域の国際化の取り組みを進めていく必要があります。県や市町村、(公財)鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人生活相談窓口の設置、専門通訳ボランティアを派遣するなどのコミュニケーション支援などに取り組んでいます。
- しかしながら、昨今の近隣諸国との関係悪化や摩擦を受けて、何かしら日々生きづらさや社会に対する不満を抱えている人々がストレスを解消するはけ口を探している現状等を背景に、東京や大阪などで特定の民族や国籍の人を排斥する、いわゆるヘイトスピーチの問題が新たに生じています。参議院にヘイトスピーチを含む人権差別を禁止する法律案が提案され、継続審議となっているところですが、2016(平成28)年1月にヘイトスピーチの抑止を目的とする全国初の条例が大阪市で成立しました。今後の国の動向が注視されます。
- 一方、鳥取県人権意識調査(平成26年5月)によると、外国人の人権に関することで特に問題があると思うのはどのようなことか、の設問に対し、35.2%の人が「わからない」と回答しており、外国人が抱える様々な問題について県民の関心の低さがうかがえます。このことは、「実体験がない」、「学ぶ機会がない」など様々な原因は考えられますが、外国人の人権にかかる問題を十分伝えていく必要があります。
- 外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ住民の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努める必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

外国人が暮らしやすいまちづくりを目指すため、生活支援、子どもの教育、雇用・労働環境、社会保障、情報の多言語化や分かりやすい情報提供、住居の安定確保、在留期間の適正な運用のあり方など様々な分野で改善に努めていきます。

また、暴力や差別行為を扇動し、人種、国籍等に対する差別や偏見を助長し増幅させる、いわゆるヘイトスピーチは重大な人権侵害であるため、法律による規制を国に要望します。

(2) 生活情報の提供の充実

外国人が日常生活を送る上で必要な各種届出、保健・医療・福祉、住宅、雇用・労働、教育、防災などの情報を(公財)鳥取県国際交流財団をはじめ各機関ができるかぎり多言語で提供し、これらの情報を提供する機会や場所の増加に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

(公財)鳥取県国際交流財団において、在住外国人の相談業務等に対応する国際交流コーディネーター(英語・中国語)を配置し対応するとともに、併せて各種専門相談機関や市町村と連携を図りつつ、トリオフォン(三者通話)機能も活用しながら、相談体制の充実を図ります。さらに、外国人コミュニティとのネットワークの構築により当事者への情報発信体制の強化を図りつつ、コミュニティ内にコーディネーターとなりうる方の育成を図ります。

(4) 教育・啓発の推進

学校教育では、鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、異なる文化を持つ人との交流を活発に行うなど、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる国際理解教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、異なる文化を持つ人々との交流等を通して、外国人が地域で暮らす同じ住民であるという意識を高め、共生社会の実現に向けた行動化を促す教育の取組の充実に努めます。

県や市町村、(公財)鳥取県国際交流財団等が連携し、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベントの開催、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解するなどの国際理解教育を推進します。

(5) 外国人児童生徒に対する教育の充実

一人ひとりの外国人の児童生徒等の学力や日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を大切にされた教育の充実に努めます。また、教育関連情報をできる限り多言語で提供するとともに、母国の文化や言語を学習する機会を保障するなど、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援に努めます。

(6) 外国人の社会参画の推進

県においては、外国人採用の機会の拡充やパートナー県政推進会議の中で住民意見として在住外国人の意見を取り入れるなどを行っています。さらに、(公財)鳥取県国際交流財団と連携し外国にルーツをもつ人との意見交換の場を設けたり、各種イベントや外国人コミュニティと連携した行事など様々な機会を通じて意見の聴取に努めます。

7 病気にかかわる人の人権

【現状と課題】

- 感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。特に、下記の病気については、より人権に配慮した対応が必要です。
- 平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。しかし、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催などにより、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要です。
- 国内のHIV感染者及びエイズ患者は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常の生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により社会の一員として生活を営むことができるようになりつつあります。
したがって、HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への偏見や差別を解消し、HIV感染者・エイズ患者を含む県民全体が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。
- 難病は、原因不明で治療法も未確立であり、経過が慢性的で、その治療が非常に長期にわたることから、難病患者が日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく、介護等の多くの負担が生じ、難病患者及びその家族の大きな肉体的・精神的負担が生じています。
また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって、思うように就労できない場合もあり、難病患者やその家族の不安を解消していくため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターによる支援・相談体制の充実が必要です。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすため性教育や健康教育等の充実を図るとともに、関係機関、団体等と連携しながら自己実現に向けた支援体制の充実に努めます。

社会教育では患者・感染者・回復者及びその家族等のプライバシーの権利が保障されて安定した日常生活を営むことができるよう、病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための教育の取組の充実に努めます。

かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習する機会を設け、「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年6月下旬に実施）を設定するとともに、希望する小中学校や高等学校の学習会に講師を派遣するなど、ハンセン病問題に対する県民の理解を促進します。

HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発を図るため、青少年、大人等の対象ごとに啓発を行っていくとともに、「世界エイズデー」（毎年12月1日）等の機会を中心に街頭キャンペーン、新聞等による広報を実施することで、感染者・患者への偏見や差別の解消に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、就労生活相談など多様な対応が求められており、国、県、市町村、医療機関等関係機関、学校現場、そして、患者へのサービスの向上を図ることを目的として県の設置する医療安全支援センター等がそれぞれ連携して一層体制を充実すること、あわせて相談窓口を周知することが必要です。

HIV・エイズについては、相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止、感染者・患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施等、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターにおける支援の充実を図ります。

(3) プライバシーに配慮した医療環境の整備

患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されること（インフォームドコンセント）が非常に重要な原則となっており、医療機関、医療関係者の意識啓発を進めます。

また、セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）に関する情報提供を行うことも重要です。

プライバシーの保護及び個人情報の流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底を図り、病気にかかっている人などの立場に即した医療・福祉サービス提供体制の整備を推進します。

(4) ハンセン病回復者等への支援

ハンセン病回復者と県民の交流を通して、ハンセン病回復者の思いや願いをしっかりと受けとめ、名誉の回復や死没者の追悼に繋がる取組を進めていきます。

また入所者が故郷に気軽に里帰りできるよう経費の助成や里帰りが困難な入所者にふるさとの空気に触れていただくため郷土の伝統芸能団の派遣など、入所者の思いや願いに沿った取組を引き続き行います。

(5) HIV感染者、エイズ患者への支援

感染者・患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施など、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

感染者・患者が安心して治療が受けられるよう、エイズ治療拠点病院等を中心に、治療に関わる医療提供体制の充実を図ります。

(6) 難病患者等への支援

病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に設置された鳥取県難病医療連絡協議会と鳥取県難病相談・支援センター、

さらに各保健所の協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行います。

また、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師など医療スタッフによる訪問指導、診療など適切な療養の提供に努めます。

さらに、ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活用具の給付など、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促します。

8 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。
- 刑を終えて出所した人の立ち直りの支援は、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）などの民間ボランティア、刑を終えて出所した人等の雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。
- しかしながら、矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院など）入所者の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要な福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障がい者も数多く存在しています。
- そのため、高齢者などの中には退所しても生活困窮や孤立によって再犯に繋がっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。
- このようなことを踏まえ、県では、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センターを設置し、社会復帰の支援を推進していますが、支援に当たり自治体間や福祉関係機関との連携が必要となっています。
- また、平成26（2014）年5月に実施した鳥取県人権意識調査では、全体の3割の人が刑を終えて出所した人の人権について問題点を問う設問に関して「わからない」と回答し、また、「刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進することが必要」との回答も約17%となっており、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要となっています。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組等を通じて、全ての人が社会で役割を持ち意味ある存在として生活していることを認識する学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むためには、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消されることが必要です。

法務省では、地域住民の理解と参加を得て毎年7月に社会を明るくする運動等の啓発活動を実施していますが、本県においても、この偏見や差別意識を解消するため、同省と連携して意

識啓発を推進します。

(2) 相談・支援の充実

再犯防止など更生保護の充実発展のため、啓発や研究等、被保護者への教育・環境調整・医療費支給・食事給付などを行う更生保護団体を支援します。

刑務所等の矯正施設退所予定者及び退所者のうち福祉的な支援を必要とする者（障がいのある人、高齢者）については、入所中から矯正施設、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関が連携し、専門的な支援を行う地域生活定着支援センターにおいて、本人やその家族等からの相談を踏まえ、退所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

引き続き再犯防止など更生保護の充実発展に向けた取組について、国や関係機関と連携し必要な支援をしていきます。

9 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

- 殺人、強盗、窃盗等の刑法犯認知件数は、平成26（2014）年は4,077件と11年連続で減少（平成15年9,302件、△5,225件）し、交通事故の発生件数も平成26（2014）年は1,168件と10年連続で減少（平成16年3,048件、△1,880件）と、件数は減少傾向にあるものの、県民が被害に遭う事件、事故は多く発生しています。
- こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、報道取材によるプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害（二次被害）にも苦しめられることがあります。
- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、犯罪被害者等の人権に関して特に問題があることとして、「事件のことで、周囲の人にうわさ話をされたり、被害者側にも落ち度があるように言われたりする」が48.5%、「精神的なショックにより日常生活に支障を生じる」が45.6%となっています。
- とっとり被害者支援センターが平成20（2008）年6月に設立されてから7年経過しましたが、最近の相談件数をみると、平成24（2012）年は242件、平成25（2013）年は153件、平成26（2014）年は138件と減少傾向にあり、その存在が広く県民に浸透していないように思われます。
- 被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには被害者支援の気運の醸成が不可欠であることから、県民一般、地域における被害者支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。
- さらに、とっとり被害者支援センターは、被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っており、センターの認知度を高めるとともに、相談体制や支援内容を充実させるなど、より被害者に寄り添った支援を提供できるよう、センターの組織・財政基盤の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携した支援体制を整備することが必要です。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機会の充実を図る等、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識を醸成する取組を通じて、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した

啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした県警察、とっとり被害者支援センターとの連携による街頭での広報活動、犯罪被害者等を講師に招いての「命の大切さを学ぶ教室」をはじめとする各種講演会等の開催により、被害者等の置かれた現状及び社会的支援の必要性への理解を促すとともに、被害者等に対する支援を行う同センターの活動の周知と認知度の拡大に努めます。

県が県内高等教育機関と連携して実施する公開講座の中で、被害者支援に関する講義を実施するなど、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等を広く県民への理解の促進に努めます。

（2）相談・支援の充実

県では、総合的対応窓口として、相談に来られた被害者等の話を傾聴し、被害者等の実情に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設への斡旋を行います。

県警察では、県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、各警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故の相談対応の充実を図ります。

また、犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程においても大きな負担を負うこともあります。

このため、病院等への付き添いや被害者周辺のパトロール強化をはじめ、精神科医や臨床心理士によるカウンセリング、医療費等の公費による負担、捜査状況や手続に関する情報提供などにより、犯罪被害者等を支援していきます。

とっとり被害者支援センターでは、様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接によって対応しています。県では、このボランティア支援員の養成にあたり、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。

10. 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

○性的マイノリティは同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのことをいい、LGBTという言葉で表すことがあります。

LGBT

L：レズビアン (Lesbian)：女性同性愛者

G：ゲイ (Gay)：男性同性愛者

B：バイセクシュアル (Bisexual)：両性愛者

T：トランスジェンダー (Transgender)：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※これ以外にも性のあり方は様々あります。

身体の性別に違和感がなく、異性愛者が多数者であることに對し、少数者（マイノリティ）であるため、社会の中で根強い偏見があります。

○大手広告代理店の研究機関が平成27（2015）年に約7万人を対象に実施した調査によると成人の7.6%が性的マイノリティであると推計されています。これは学校に置き換えてみれば、一つのクラス（40人学級）のうち2～3人は当事者であるという計算になります。

○性的マイノリティに対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。

○平成25（2013）年に支援団体「いのちリスペクト。ホワイト・リボンキャンペーン」が行った「LGBTの学校生活に関する実態調査」においてLGBTの人の約7割がいじめや暴力にあった経験があるという結果があり、学校においては性的マイノリティの子どもがいじめの標的になりやすく、子どもの頃、いじめにあっていたという例が見られ、更にその中で自死を考えた子どもが約3割おり、転校や退学を余儀なくされるなどの深刻な状況があります。

○鳥取県人権意識調査（平成26年5月）では、性的マイノリティの人権に関することで特に問題があると思うことを尋ねたところ、「性的マイノリティに対する理解が足りない」が39.1%と最も多く、次いで「わからない」が38.8%となっています。また年齢層が高くなるほど「わからない」と答えた人の割合が高くなっており、性的マイノリティへの理解が進んでいないことがうかがえます。

○海外では同性婚について1980年代から議論が始まり、2000年に入ってからオランダやベルギーのように同性婚を法的に認める国や地域が現れ、パートナーシップ法などを含めた同性カップルの権利を保障する制度を持つ国は34か国に上っています。（出典：国際NGO ILGA ホームページ 2015年5月）

○日本においても平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であっても、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20（2008）年に改正法によって条件を緩和）。また平成27（2015）年4月、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」（「同性パートナーシップ条例」）を制定したり、学校や職場において配慮をするなどの動きがあり、性的マイノリティに對す

る取組が少しずつではありますが進んできています。鳥取県内でも性的マイノリティの自助グループが立ち上がっており、当事者の立場に立った活動が広がってきています。

○多様な性のあり方があることをより多くの人が認識し、理解が進むように啓発を行っていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、きめ細やかな対応の実施に努めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにするための教育の推進に努めます。

社会教育では、嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁など、具体的な問題を通して、様々にある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることを大切にされた教育の取組の充実に努めます。

採用等における差別が行われないよう、企業等で性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

また、各種書類の性別欄など性的マイノリティへの配慮を必要とするものについても県民の理解を深めるための啓発に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制によって、臨床心理、精神療法などの医療、福祉、法律などの支援の充実に図ります。

(3) 諸課題についての検討

性的マイノリティが安心して生活するために必要な諸権利の保障やサービスの提供について、社会の諸制度等における様々な課題について検討します。

1.1 生活困難者の人権

【現状と課題】

- 平成25（2013）年国民生活基礎調査によると、年間所得が200万円未満の世帯の割合は19.4%であり、平成24（2012）年の相対的貧困率（所得（※）の中央値の半分に満たない世帯員の割合）は16.1%と国民の約6人に1人が貧困状態であることが示され、一方、女性についてみると、勤労世代（20歳から64歳まで）の単身女性は3人に1人が、未成年の子どもがいる母子世帯では57.6%が貧困状態にあります。また、OECD調査における相対的貧困率は1980年代半ばから上昇しており、日本において所得格差が広がっていることを表しています。
- この原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、そして「賃金格差」が考えられます。賃金格差については、その要因に経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象業務事業の拡大、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態（非正規雇用）が増加したことなどが挙げられ、昨今では、派遣や非正規といった不安定な雇用形態と低賃金によるワーキングプアに苦しむ人が急増し、社会的に大きな問題となっています。
- このような不安定な雇用と低賃金により、最低限度の生活を営むための収入を得ることができないだけでなく、住居を失う等により生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていくことが必要です。
- 平成20（2008）年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、被生活保護世帯は、近年は横ばいで推移しながら微増の傾向を示しています。本県も、同様の傾向を示しています。近年、景気回復等の影響により、稼働年齢層と考えられる世帯は、減少傾向となっていますが、就労支援対策は重要な問題であることから、生活保護受給者にかかる就労支援専門員が県内全ての福祉事務所（19箇所）に設置されており、丁寧に就労支援を行っています。
- こうした中、平成27（2015）年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活保護を受給する前段で、生活困窮者の抱えるさまざまな問題解決を支援することが可能になりました。
- 本県におけるホームレス数は、平成23（2011）年の全国調査では2人、平成27（2015）年の全国調査でも2人でした。（参考：平成15（2003）年の全国調査では13人）ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発広報活動や、通行人等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合は、関係機関と連携して適切に解決を図ることが必要です。

※この「所得」とは等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値のこと）をいう。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、経済的な生活困難にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら必要な支援を行うとともに、これからの福祉社会のめざすべき方向等、経済に関する課題について自ら考えようとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、身近で具体的な事例を取り上げながら雇用施策・福祉施策の在り方について考

えるなど、社会的課題の解決につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

ホームレスについては、偏見や差別が散見されるため、これらを解消し、正しい理解を促進するために、法務省において、平成16（2004）年からホームレスに対する偏見の解消を人権週間の強調事項とするなど啓発を実施していますが、本県においてもこれに協調して意識啓発を推進します。

（2）生活困難者への自立支援

最低限の生活を保障するセーフティネットである生活保護制度及び経済的に困窮する者を支援する第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度に係る県内市町村に設置された相談窓口の内滑な運用が図られるように支援します。また、生活困窮者の身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適用能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行います。それぞれの能力や状況に応じて経済的な自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立について助長していきます。

（3）生活困難者への就労支援

離職や就職困難な状態に陥ることなどにより生活困窮に直面した人については、早期就労に結びつくよう東中西部の各圏域に設置した就労支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋などの支援を行います。

特に、就労が可能で、高い就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な支援を推進します。

（4）正規雇用に向けた就労支援

若者が定着し、全ての県民が活躍できる社会を実現するため、H27（2015）年度からH30（2018）年度の4年間、「正規雇用1万人チャレンジ」に取り組みます。

企業誘致、地元企業の新たなビジネス展開支援等による「魅力的な雇用の場の創出」だけでなく、女性など多様な人材の就労支援等による「県内外からの人材確保・育成」、非正社員から正社員への転換支援等による「雇用の質の向上」の3つの柱で正規雇用増を推進します。

1.2 インターネットにおける人権

【現状と課題】

- 情報発信技術の飛躍的な発展により、インターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。また、インターネットに接続可能な端末も多様化（パソコン・スマートフォン・携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・音楽プレーヤーなど）しています。

倫理観の欠如した無責任な情報発信、プライバシー侵害、名誉毀損、人種差別や部落差別を助長する書き込み等が発生し、情報が瞬時に広範囲に広がり削除が難しいため影響が大きく、深刻な人権問題となっています。
- 平成26（2014）年5月に実施した鳥取県人権意識調査では、インターネット上の書き込み等で個人のプライバシーが守られていないと感じた事があるという回答が約27%ありました。また、インターネット上で問題があると思われることは「無断で他人のプライバシーに関することが掲載される」「他人を誹謗中傷する表現が掲載される」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」という回答が上位を占めました。
- 「プロバイダ責任制限法」によって、権利を侵害されたとする者からの申出等によってプロバイダ等が侵害情報の送信防止措置を講じることが期待されており、同法の趣旨を踏まえて侵害情報の削除要請ルールを公表して送信防止措置を講じるプロバイダ等も多数存在し、地方法務局等の法務省人権擁護機関は個人の相談に応じてプロバイダ等へ侵害情報の削除要請を行っています。

しかし、プロバイダ等には送信情報の常時監視義務はなく、侵害情報の発信が頻繁であるため、侵害情報は頻繁に流通しています。

本県においては、インターネット上での差別的書込等に適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じるよう国へ要望しています。
- インターネットは全世界に通じているため様々な情報が簡単に得られる反面、有害な情報も閲覧が可能です。その使い方を誤ると犯罪の被害者になってしまったり、他人の名誉を傷つけてしまう加害者になってしまったりするおそれがあります。
- こうした中、インターネットに接続する機能を有するゲーム機の普及や、インターネットを使ったコミュニケーションが拡大していることから、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、平成26（2014）年、「鳥取県青少年健全育成条例」を改正し、販売業者の説明義務や保護者の監督責任を盛り込みました。
- 本県では、平成27（2015）年に「インターネットの利用に関するアンケート」（小学校6年生、中学校2年生、高校2年生とその保護者、未就学児の保護者を対象）を実施しました。インターネットの利用率は小学校6年生で約80%、中学校2年生で約86%、高校2年生で約96%となり、利用機会の拡大と利用の低年齢化が進んでおり、インターネットの危険性について説明を受けたり、学んだりした経験を聞いたところ、「学校で教えてもらった」が約80%でもっと多く、次いで「家の人（保護者など）に教えてもらった」が約38%、「テレビや本・パンフレットで知った」が約34%となっています。一方、「特に教えてもらったり、学んだりしたことはない」は約6%となっています。

また、小学生の約13%、中学生の約28%、高校生の約38%が「何らかのトラブルを経験したことがある」と回答しており、「人間関係のトラブルがあった」「勝手に写真や個人情報を掲

示板などに載せられた」「メール等による悪口を送られた」など誹謗中傷、無許可による画像掲載などのトラブルも増加しています。

トラブルにあった時の相談先は、主に「家族」や「友人」など身近な者が主ですが、学年が上がるにつれて家族よりも友人に相談することが増える傾向にあります。学年が上がるにつれて、「ほっておいた（誰にも相談しなかった）」とする割合も高くなっています。

また、「使いすぎて睡眠不足になった」「メール等が気になりスマートフォン等が手放せない」などの依存傾向を示す回答も学年が上がるにつれて増加しており、健康な育ちが損なわれているような状況がうかがわれます。

○他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深めるための啓発普及、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者による、健全なインターネット利用環境の整備などの取組が重要です。

教育現場では情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開していますが、引き続き保護者への啓発等家庭教育と連携した取組も必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、インターネットの特性とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法について理解を深めるなど、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

啓発においては、プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育啓発の充実に努めます。

併せて、青少年の携帯電話（スマートフォン）やゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続可能な機器による有害情報の閲覧の防止のため、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力に応じてペアレンタルコントロール（注11）が適切に実施されるよう、保護者への普及啓発に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなどインターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、本人による削除依頼の対応等を助言するほか、インターネットに関する法律・制度についての情報提供を行います。

また、ネットいじめを含む子どもに関わるさまざまな不安や悩みについて、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

(3) インターネット上での人権侵害行為への対応

法務省人権擁護機関、市町村と連携して人権意識を高めるための啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童生徒のいじめに関する書込等に対して、プロバイダ等に削除要請をするなどして、被害の拡大防止に努めます。

また、児童生徒を対象にしたネットパトロールを実施して、インターネットを使ったコミュニケーションツールや掲示板等への書き込みによる人権侵害行為について早期発見と早期対応

に努めます。

(4) 青少年の健全な育成のための環境整備

家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロール、フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能の活用などの普及を図り、青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備に努めます。

また、インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないうよう、メディアを含めた関係団体やNPOと協働し、フォーラムや草の根的な学習会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者の啓発を図ります。

(注11) ペアレンタルコントロール：青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、保護者が同意した機能に限りインターネットを利用できるようにするなど、保護者が行うべき措置のこと

1.3 ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

○ユニバーサルデザイン（以下「UD」という）とは、「障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。本県では、県民が集まる公共施設などにおいてUDの考え方を取り入れた施設づくりを推進しています。

○UDは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、近年は、社会参加の機会や個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの考え方を取り入れ、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方にまで発展していきようとする動きが広がっています。一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、引き続き、他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうための学ぶ機会を提供し、UDの考え方を広めていくことが必要です。

○本県では、UDの考え方の理解を深めるため、平成17（2005）年から県民や地域、企業等を対象とした出前講座や研修会、啓発キャンペーンなどの普及啓発活動を行っています。

○また、平成21（2009）年度から、学校教育との連携により、児童生徒を対象とした出前授業を行っており、年々、授業の実施を希望する学校が増加しています。将来を担う子どもたちが、UDの大切さを学ぶ機会が増えています。

○しかし、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、UDについて「内容・意味についてよく知っている」と答えた方は21.6%ですが、一方、「言葉は聞いたことがあるが、内容、意味についてはよく知らない」と答えた方は32.1%であり、認知度は決して高いとは言えません。特に高齢者をはじめ、県民へのUDの認知度向上につながっていない現状があります。UDの考え方を周知するための積極的な取組が必要です。

○また、一般的な色覚の人以外は、色の配慮が不十分な社会における弱者として、「色弱者」と呼ばれていますが、日本人男性の20人に1人、女性の500人に1人（※）が色弱者であり、日本全体では約320万人になると言われています。色弱者の方は、視力に関係なく、赤と緑の色が見分けにくいなど、一般的な色覚者と色の見え方が異なります。「多様な色覚に配慮して、できる限りすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形などに配慮する」カラーUDを推進していくことが必要です。

○県ではカラーUDの取組を積極的に進めているところですが、カラーUDの考え方について、県民に知られていない現状があり、研修会やセミナー等を開催するなど、広く県民に普及啓発していく必要があります。

○また、不特定多数が使用する公共施設や文化施設、医療機関等に設置してある案内板等の調査を行い、県内施設が、だれでも「わかりやすい色づかいになっているか」の点検を含め、改善及び整備を促していく必要があります。

（※）色弱者とされる日本人の割合：遺伝による錐体視物質の異常でX連鎖性遺伝（伴性劣性遺伝）をし、日本人での頻度は男性の約5%、女性の0.2%。出典元：日本眼科学会HP

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育・社会教育を通じて、UDの考え方（すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきである）への理解が進むよう、人権を侵害される関係に置かれている当事者が発信する声に耳を傾けたり、学習集団の中にある困り感の克服を共に考えたりするなど、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育の取組の充実に努めます。

啓発においては、UD製品に触れる体験や他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらう出前授業や体験学習等及び地域や企業等の研修会などに出向いてUDの説明をする出前講座などをおし、県民へUDの考え方や大切さを学ぶ機会を提供します。

(2) カラーUDの推進

色覚は老化に伴う目の疾患によって、視力が低下するとともに変化します。色弱者の方や高齢者の立場に立った「色づかいの配慮や大切さ」を学ぶセミナー、研修会等を実施し、県内におけるカラーUDの普及啓発を図ります。

(3) 関係機関等との連携

UDの考え方を社会全体に普及させていくには、県だけでなく、市町村、企業などと連携しながら積極的に推進するとともに、専門家などの意見を聞くなどし、UDの更なる普及啓発を進めます。

(4) 公共施設等のUD化の推進

鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、UDに配慮した公共施設、文化施設、体育施設、観光施設、道路、公共交通などバリアフリーな生活環境の整備を促進し、日常生活、スポーツ、イベント、旅行・レジャーに対応したバリアフリー化を進めます。

また、タクシーのUD化等による地域交通のモデルづくりに取り組むとともに、あいサポート運動を更に進めて観光地等での接遇やおもてなしの向上を図ります。

14 様々な人権

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんを始め、拉致された疑いのある人々があり、拉致問題の早期解決に向けた啓発活動を行っています。また、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている人々が県内には多く生活されています。

また、犯罪の被害者とその家族の苦しみはもちろんですが、加害者の家族もまた想像を絶する困難を強いられていることはあまり知られていません。

私たちの周りには様々な人権問題が起きています。ここに挙げた個別の課題のほかにも様々な人権問題が存在しています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【現状と課題】

○1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いもたれています。北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、平成27(2015)年2月27日現在で877人に上ります。

○平成14(2002)年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていませんでした。

○国は、平成18(2006)年、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となって問題解決に向けての取組を推進しており、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。

○平成26(2014)年5月に日本と北朝鮮によるストックホルム合意がなされ、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の再調査を開始しました。日本政府は北朝鮮に対する制裁措置の一部を解除しましたが、平成28(2016)年、北朝鮮による核実験・ミサイル発射を受け、日本政府は解除した制裁を復活させるなど制裁強化を発表したところ、北朝鮮の特別委員会は再調査の中止を表明しました。日本政府は、ストックホルム合意を破棄する考えはないとし、全ての拉致被害者の早期解決を強く要求しています。

【取組】

○拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため、県では「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示などを行っています。

○拉致被害者の早期帰国の実現に向け、国に対して要望しています。

(2) 東日本大震災等の災害に関する人権問題

【現状と課題】

○平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と

関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。平成27（2015）年12月28日現在、県内には63世帯、146人の人が故郷を離れ生活されています。

○このような中、避難者に対して、放射線被ばくについての風評等による人権問題や、支援金等に対する誤解や偏見などもあります。

○また、一般的に災害に遭われた人々は、「被災者」として一括りにされがちですが、避難所での生活では、高齢者や障がい者、病人、子ども、言葉の壁のある外国人などといった、特別な援助や配慮を必要とする、いわゆる「要配慮者」と呼ばれる人たちの場合、その困難はより大きなものになります。さらに、性別、性自認、家族状況によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペースの確保、一人暮らしの女性や乳幼児のいる家庭など被災者の状況に応じた間仕切りの配慮などが必要になります。

【取組】

○県では放射線被ばくについて、根拠のない思い込みや偏見による人権侵害が生じないよう啓発活動を行います。また、東日本大震災により避難されてきた人に対し、住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っています。さらに、民間支援団体の「とっとり震災支援連絡協議会」に委託して、被災者交流会や被災者のニーズの把握・相談対応、支援者のネットワーク化などを実施しています。

○要配慮者の避難について、避難所運営マニュアルに沿った対応ができるよう訓練を実施します。また、市町村における県が作成したマニュアルを参考とした要配慮者のニーズの把握や、男女両性の視点を取り入れた運営などの避難所運営体制の整備を支援します。

（3）アイヌの人々

【現状と課題】

○アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

○また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

○政府は、平成19（2007）年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成20（2008）年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成21（2009）年7月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成22（2010）年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

【取組】

- 本県でも国と連携し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を進めています。

(4) 個人のプライバシー

【現状と課題】

- プライバシーの権利は、憲法13条を根拠として認められる人権のひとつで、「ひとりで居させてもらいたいという権利」として、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権の意味で把握されましたが、情報化社会の進展に伴い、今日では「自己に関する情報をコントロールする権利」という積極的な権利を意味するようになってきました。
- 情報化社会の進展により、情報はますます大量、広範囲に収集、蓄積、利用、提供されており、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠です。しかし、生活に豊かさや便利さがもたらされる反面、本人の知らない間に個人の情報が漏洩した場合、伝達速度が速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩による被害も大規模となります。
- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールであるといえます。国、地方公共団体の個人情報保護の基本方針を定め、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者について具体的な規制を行うもので、個人情報の重要性が認識されるなど意識改善に大きな効果がありました。
- その一方で、「個人情報保護法」の誤解や拡大解釈による、いわゆる過剰反応問題も指摘されています。過剰反応については、東日本大震災において要援護者の情報が提供されない等が問題となりました。その後、「災害対策基本法」に災害発生時の情報提供が明記されたこと等により、混乱は収束しつつあるといえますが、認知症行方不明者の情報提供等の問題も指摘されています。
- さらに、「マイナンバー制度」の導入により、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単になったり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットがある一方、個人情報の流出への懸念、あるいは、なりすましによる被害の危険性も指摘されています。行政・民間企業そして個人が、今以上に個人情報の適正な管理を求められます。
- 就職や結婚などの際に、出身地、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査については、プライバシーの著しい侵害であることは明らかです。しかし、いまだに、特に結婚の際に、身元調査をやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります。

【取組】

- 本県においても、平成11（1999）年3月「鳥取県個人情報保護条例」を制定し、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに事業者の自主的な取組を支援することに重きを置きつつ、事業者に対し指導や助言を行ってきました。
- マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に対して注意を促すとともに、不審な電話やメールがあった場合、内閣府のマイナンバー総合コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談するなどの情報提供を行っています。また、事業者に対して、マイナンバーの管理に

関する説明会を開催するなどして周知に努めています。

- 偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で事前登録型「本人通知制度」が導入されています。この制度の周知に努めます。

(5) 職場における人権問題

【現状と課題】

- 従来、職場における人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別などがありました。職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめ、各種ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、マタニティーハラスメント（マタハラ）など）が新たに大きな問題となって表面化しています。
- 職場内のいじめや各種ハラスメント行為は、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない人権侵害行為ですが、当事者である労使が問題の重要性に気づいていなかったり、業務上の指導との線引きが難しいといった理由から、防止のための取組が困難であると感じているケースも少なくありません。
- 平成26（2014）年度、鳥取労働局雇用均等室に寄せられた「男女雇用機会均等法」等にかかる相談件数は784件でした。うちマタハラに関する相談が過去最高の30件（前年比4割増）にのぼり、初めてセクハラに関する相談件数（27件）を上回りました。
- セクハラ防止のため、事業主は雇用管理上必要な措置を取るよう「男女雇用機会均等法」により義務付けられているほか、マタハラ防止のための法整備についても議論が進んでいるところですが、事業主、労働者が協力して、一人ひとりの人格を尊重する職場環境を作っていくことが大切です。

【取組】

- 鳥取労働局及び各労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、各種ハラスメント行為など、労働問題に関するあらゆる分野について、専門の相談員が面談あるいは電話で相談を受け付けています。また、鳥取労働局では、個別労働紛争について、助言・指導やあっせんも行っています。
- 鳥取県労働委員会は平成14（2002）年から個別労使紛争に係る相談を行っており、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21（2009）年4月に労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）を委員会内に設置し、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）と連携した合同相談会を開催するなど、労使間の問題解決を支援しています。また、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）において労働者や使用者からの各種相談を受け付け、鳥取労働局、各労働基準監督署、ハローワーク、鳥取労働委員会などの関係機関と連携を図って職場内の問題解決を支援しているほか、社会保険労務士を県内企業に派遣するなど、いじめ、各種ハラスメント防止の普及啓発等の職場環境の改善に取り組んでいます。
- さらに就職の機会均等等を図るため国（労働局）と協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進しています。

(6) ひきこもり

【現状と課題】

○近年、ひきこもりに係る相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。

平成22(2010)年7月の内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国
のひきこもり状態(注12)にある人は、23~26万人と推計されています。

○ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合っ生じるとされ、その原因は百人百様と
言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうるこ
とだと言えます。ひきこもり状態の者への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及
啓発をより進めていくことが必要です。

【取組】

○県では平成14(2002)年度より、相談、職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事
業を実施しており、平成21(2009)年度よりこれらの事業をNPO法人鳥取青少年ピアサポ
ートに委託して「とっとりひきこもり生活支援センター」を設置し、実施しています。

○また、県と厚生労働省が社会福祉法人鳥取子ども学園に運営を委託して、平成20(2008)
年度には鳥取市に「とっとり若者サポートステーション」、平成25(2013)年度には米子市
に「よなご若者サポートステーション」を設置し、働くことに悩みを抱えている若年者が社会や
職場に参加できるよう、出前相談、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、
グループ活動等を通じて就労のための自立支援を行っています。

(注12) 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊な
ど)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わ
らない形で外出をしてもよい)を指す現象(ひきこもり新ガイドラインより:厚労省)

第4章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をはじめとする各種の相談窓口を通じた障がい者や高齢者などの様々な人権に関する相談に対応していきます。また、子どものいじめ、障がい者差別、高齢者虐待、DVなどの事案に対しては、「いじめ問題検証委員会」による調査を行うなど、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとしています。

庁内においては、副知事を会長とし、各部長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」及び、人権局長を幹事長とし関係課長で構成する「人権尊重の社会づくり幹事会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、人権に関する施策の取りまとめを行いチェックするとともに、「人権尊重の社会づくり協議会」において報告します。また、鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの実態調査を行い、少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センター(平成9(1997)年11月設立)では、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)では、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権意識の向上のための取組を支援しています。

これらの施設が市町村、関係機関、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の開発、作成や啓発事業、指導者や指導者講師の養成、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

さらに、行政だけではなく、関係団体、NPO等民間団体、企業等あらゆる地域活動の構成員による自発的・主体的な活動が必要であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民がその担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことがいかせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることのできる差別と偏見のない社会

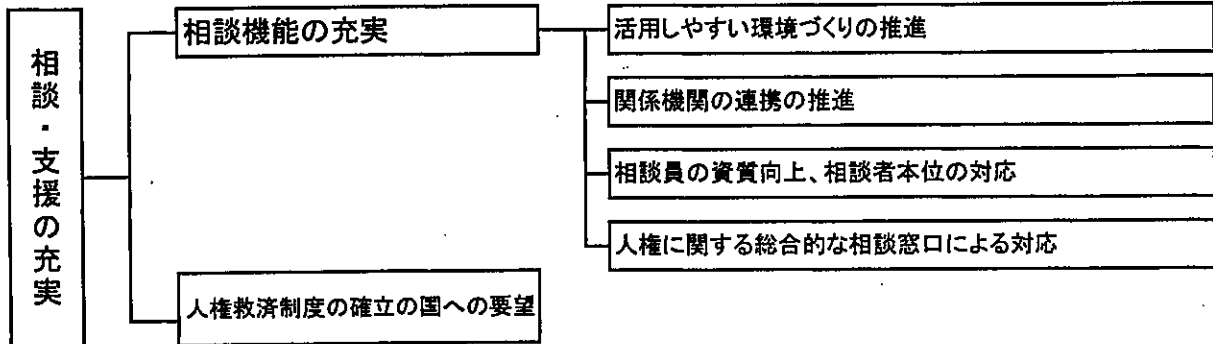
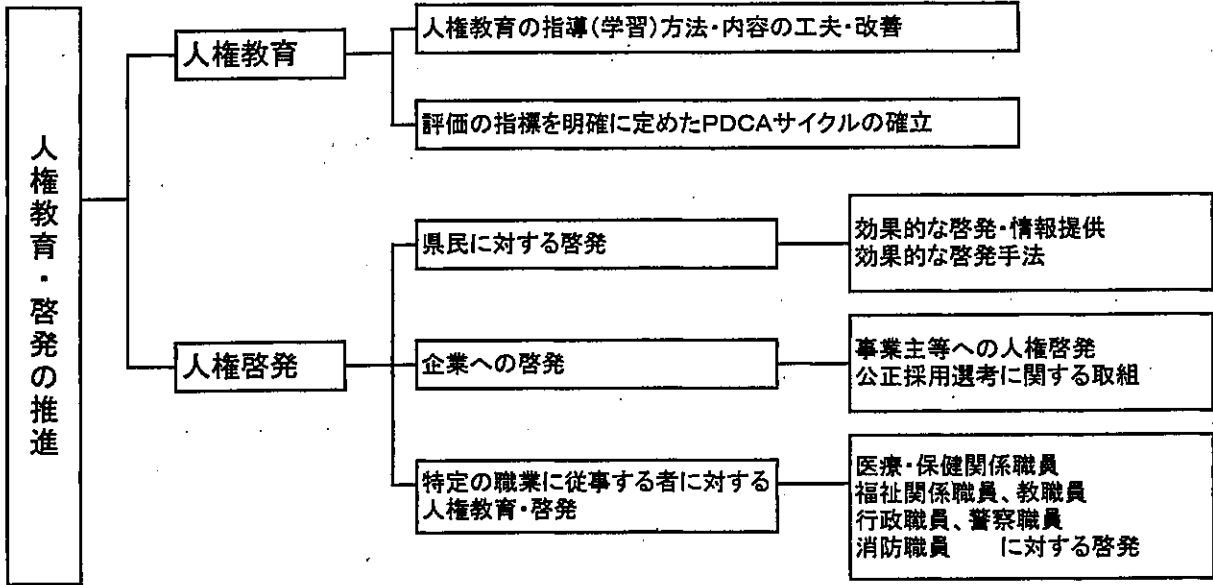
基本理念

一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築

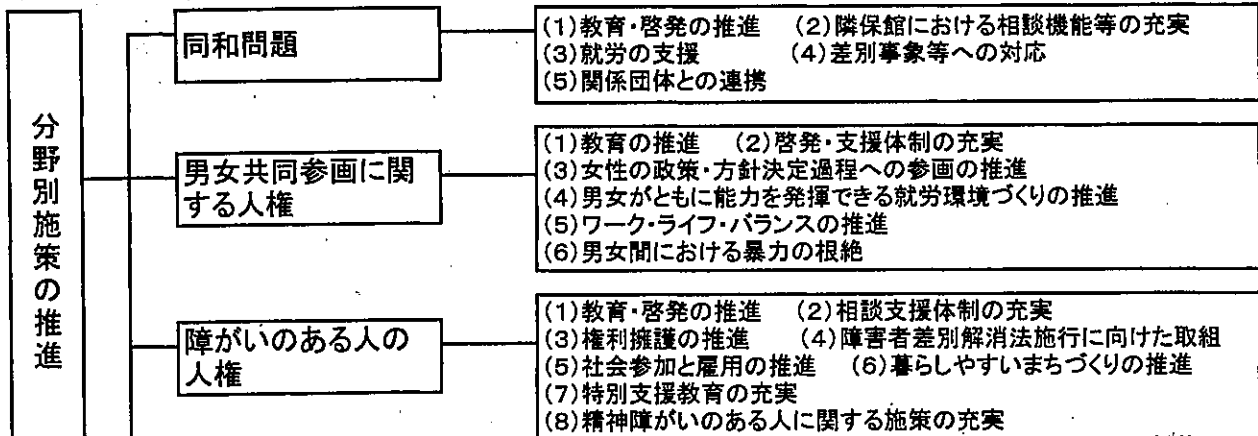
人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

人権施策の推進方針



分野別施策の推進



分野別施策の推進

子どもの人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)親になるための教育の推進 (4)児童虐待防止対策の充実 (5)要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6)特別支援教育の充実【再掲】 (7)青少年の健全な育成のための環境整備の推進 (8)いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (9)体罰防止に向けた取組の充実
高齢者の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)社会参加・健康づくりの推進 (4)福祉サービスの質の向上 (5)暮らしやすいまちづくりの推進 (6)認知症関連施策の充実 (7)高齢者虐待防止対策等の充実
外国人の人権	(1)暮らしやすいまちづくりの推進 (2)生活情報の提供の充実 (3)相談支援体制の充実 (4)教育・啓発の推進 (5)外国人児童生徒に対する教育の充実 (6)外国人の社会参画の推進
病気にかかわる人 の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4)ハンセン病回復者等への支援 (5)HIV感染者、エイズ患者等への支援 (6)難病患者等への支援
刑を終えて出所した 人の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実
犯罪被害者等の人 権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実
性的マイノリティの 人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)諸課題についての検討
生活困難者の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)生活困難者への自立支援 (3)生活困難者への就労支援 (4)正規雇用に向けた就労支援
インターネットにおけ る人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)インターネット上での人権侵害行為への対応 (4)青少年の健全な育成のための環境整備
ユニバーサルデザイ ンの推進	(1)教育・啓発の推進 (2)カラーUDの推進 (3)関係機関等との連携 (4)公共施設等のUD化の推進
様々な人権	(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等 (2)東日本大震災等災害に関する人権問題 (3)アイヌの人々 (4)個人のプライバシー (5)職場における人権問題 (6)ひきこもり

人権施策の推進体制

人権施策の推進体制	県の推進体制 人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、人権尊重の社会づくり委員会(庁内)、意識調査等の実施
	鳥取県人権文化センター等との連携・協働
	国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働



資 料 編

○人権施策推進に関連する指針・計画等
○人権施策基本方針第3次改訂に引用した 調査・アンケート等
○人権関係年表
○世界人権宣言
○日本国憲法
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
○鳥取県人権尊重の社会づくり条例



1 人権施策推進に関連する指針・計画等

計画・調査名	計画期間等	備考	所管課
鳥取県の将来ビジョン	H20年～	H26年10月 追補版策定	とっとり元気戦略課
鳥取県人権教育基本方針	H16年～	H24年第1次改訂	人権教育課
鳥取県教育振興基本計画	H26～30年度		教育総務課
今後の同和対策のあり方	H14年～		人権・同和対策課
宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)	H23年～		人権・同和対策課
鳥取県男女共同参画計画	H28～32年	第4次計画	男女共同参画推進課
鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画	H23年1月～H28年3月 H28年4月～	第2次改訂 第3次改訂	青少年・家庭課
鳥取県障がい者プラン	H27～H35年度		障がい福祉課
鳥取県手話施策推進計画	H27～H35年度		障がい福祉課
第2期鳥取県工賃3倍計画	H24～29年度		障がい福祉課
障がい者新規雇用1,000人創出に向けたロードマップ	H27～30年度		就業支援課
鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針	H25年9月～		いじめ・不登校総合対策センター
子育て王国とっとり推進指針(旧「子育て王国とっとりプラン」)	H26年4月～	H27年8月改訂	子育て応援課
鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画	H27～H31年度	H27年3月改訂	青少年・家庭課
鳥取県子どもの貧困対策推進計画	H27～31年度		福祉保健課
鳥取県社会的養護推進計画	H27年度～41年度	(前期・中期・後期各5年ごとに見直し)	青少年・家庭課
鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン	H27～29年	第6期計画	長寿社会課
鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画	H26～28年度	第3期計画	くらしの安心推進課
鳥取県正規雇用1万人チャレンジ計画(案)	H27～30年度		就業支援課
鳥取県薬物濫用対策推進計画	H26～30年度		医療指導課
とっとり若者自立応援プラン	H27～29年度		青少年・家庭課
鳥取県高齢者居住安定確保計画	H24～29年度		住まいまちづくり課

2 人権施策基本方針第3次改訂に引用した調査・アンケート等

調査名等	調査等実施時期	引用該当ページ等	所管課・調査機関等
鳥取県人権意識調査	H26年5月	全般	人権・同和対策課
鳥取県男女共同参画意識調査	H26年8月	P19～20	男女共同参画推進課
鳥取県少子化アンケート	H25年11月	P20	子育て応援課
発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査	毎年9月	P23	特別支援教育課
外国人住民統計調査	毎年12月	P32	交流推進課
LGBT調査2015	H27年4月	P41	株式会社電通「電通ダイバーシティ・ラボ」
LGBTの学校生活に関する実態調査	H25年10月	P41	いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン
平成25年国民生活基礎調査	H25年6月・7月	P43	厚生労働省
OECD(経済協力開発機構)格差に関する報告書	H27年5月	P43	OECD(経済協力開発機構)
ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)	毎年1月	P43	厚生労働省
平成27年度インターネットの利用に関するアンケート	H27年9月	P45	社会教育課
若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)	H22年7月	P54	内閣府
鳥取県ひとり親家庭等実態調査	H25年8月～9月	P55	青少年・家庭課
職場環境等実態調査	H27年8月	P55	労働政策課

人権関係年表

「人権全般」国内外の動き

年	国連等	国	県
1947(昭22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「教育基本法」施行	
1948(昭23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1949(昭24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950(昭25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行	
1951(昭26)	「難民の地位に関する条約」採択	「社会福祉事業法」施行	
1953(昭28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1954(昭29)	「無国籍者の地位に関する条約」採択		
1959(昭34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1963(昭38)		「老人福祉法」施行	
1964(昭39)		「母子福祉法」施行	
1965(昭40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和対策審議会答申」	
1966(昭41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」採択		
1967(昭42)	「難民の地位に関する議定書」採択		
1968(昭43)	「国際人権年」		
1969(昭44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1973(昭48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
1975(昭50)	「障害者の権利に関する宣言」採択		「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979(昭54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「国際人権規約(A規約、B規約)」批准 同対法改正(3年延長)	
1980(昭55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		
1981(昭56)		「難民の地位に関する条約」加入 法律の名称を「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ改正(※1)	
1982(昭57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984(昭59)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択		
1985(昭60)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	「女子差別撤廃条約」批准	
1989(平成)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1990(平2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1992(平4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1993(平5)	「世界の先住民の国際年」宣言 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連人権高等弁務官の設置を決定(設置は1994(平成6)年)		「人権尊重の県」宣言県議会採択

年	国連等	国	県
1994 (平 6)		「子どもの権利条約」批准	
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004) 「世界の先住民の国際年の10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「鳥取県同和教育基本方針」一部改正(※2)
1996 (平 8)			「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
1997 (平 9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「鳥取県人権施策基本方針」策定 「鳥取県人権文化センター」設立
1998 (平 10)	「国際刑事裁判所に関するローマ規定」採択	法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択 世界環境フォーラムにおいて「グローバル・コンパクト」提唱	人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「拷問等禁止条約」加入	「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」策定
2000 (平 12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「社会福祉法」施行	
2001 (平 13)		人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申	
2002 (平 14)	「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」設置
2003 (平 15)	「国際識字の10年」(2003～2012)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	
2004 (平 16)	「人権教育のための世界計画」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表	「鳥取県人権施策基本方針」第1次改訂(※3) 「鳥取県人権教育基本方針」策定
2005 (平 17)	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画スタート(2005年～2009年)北朝鮮人権状況決議」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」公表	
2006 (平 18)	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「国連人権理事会」設置	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」公表	「鳥取県将来ビジョン」制定
2009 (平 21)		「強制失踪条約」批准	
2010 (平 22)	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画スタート(2010年～2014年)」 「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「鳥取県人権施策基本方針」第2次改訂(※4)
2011 (平 23)	「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(※5)	

年	国連等	国	県
2012(平 24)			「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂(※6)
2014(平 26)		「障害者権利条約」批准 「ハーグ条約」発効 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※7)	
2015(平成27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行 「公職選挙法」改正(※8)	

批准… 署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い、条約に拘束されることについて同意を与えること

加入… 条約に署名していない場合に、条約の規定に拘束される意思があることを正式に宣言する行為。署名のために解放される期間が終了した後に条約を締結する場合には、条約に署名することができないので、必然的に批准等ではなく加入等の手続をとることとなる

- ※1… 対象者に寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合)を追加
- ※2… 部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため一部改正(人権教育基本方針より引用)
- ※3… 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」(平成11(1999)年2月)の内容を踏まえた改訂
- ※4… 新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどした改訂
- ※5… 各人権課題に対する取組に、北朝鮮当局による拉致問題等に対する理解を深めるための取組等を追加
- ※6… これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育の一層の推進を図るとした改訂(人権教育基本方針第1次改訂より引用)
- ※7… 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加
- ※8… 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ

「同和問題」国内外の動き

年	国連等	国	県
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和対策審議会答申」	
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1975 (昭 50)			「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979 (昭 54)		「同対法」改正(3年延長)	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984 (昭 59)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における啓発活動のあり方について)	
1986 (昭 61)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1987 (昭 62)		「地域改善対策啓発指導指針」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 「えせ同和行為対策大綱」策定	
1991 (平 3)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後の地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1992 (平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1994 (平 6)			「同和対策総合計画」を策定
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「同和問題啓発方針」を策定 「鳥取県同和教育基本方針」一部改正
1996 (平 8)		地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定)	「これからの同和対策の基本方針」策定
1997 (平 9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「同和対策総合計画」を改訂 「同和対策実施計画」を策定
1999 (平 11)			「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」を
2000 (平 12)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001 (平 13)	国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」において「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択		
2002 (平 14)		「地対財特法」失効(※1)	「今後の同和問題のあり方」策定(※2)
2010 (平 22)	国連の「人種差別撤廃委員会」が、部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関を指定することなどを勧告		
2011 (平 23)			「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」及び「宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン」の策定
2014 (平 26)	自由権規約委員会が、日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱導するすべてのプロパガンダ(宣伝)の禁止等について勧告		

※1… 地対財特法は2002(平成14)年3月末に有効期限を迎え、国においては、「特別対策の法令上の根拠がなくなることにより、平成14年度以降は、施策ニーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般対策によって対応」することとされた

※2… 2002(平成14)年3月に地対財特法が失効するに伴い、その後の県の同和対策のあり方を示したもの。「本県においては、『差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について、適切に対応していく』こととし、今後も同和行政を積極的に推進していくものである。」とした

「男女共同参画に関する人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1952 (昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1957 (昭 32)		「売春防止法」施行	
1967 (昭 42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972 (昭 47)		「勤労福祉婦人法」施行	
1975 (昭 50)	「国際婦人年」	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の10年」を宣言		
1977 (昭 52)		婦人問題の課題及び策定の方向、目標を明らかにするため「国内行動計画」策定 (S52～S62)	
1979 (昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(※1)		
1980 (昭 55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭 56)		婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」策定 (S56～S61)	
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (S63～65年まで対象)	
1991 (平 3)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 「新国内行動計画(第一次改訂)」策定 (H3～H7)	「とっとり女性プラン」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 (平 6)	「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択	「婦人問題企画推進本部」に代え、「男女共同参画推進本部」を内閣に設置	
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択		
1996 (平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「とっとり男女共同参画プラン」策定
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正(※2)	
2000 (平 12)	「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「社会福祉法」施行	

年	国連等	国	県
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 内閣府に男女共同参画局設置	「鳥取県男女共同参画推進条例」施行 「鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)」開設 「鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H13年度~18年度)
2002 (平 14)		「育児・介護休業法」改正(※3)	「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」開設
2003 (平 15)		「次世代育成支援対策推進法」施行	
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 「DV防止法」改正(※4)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV被害者支援計画)」策定
2005 (平 17)	第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合(※5)	「育児・介護休業法」改正(※6) 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平 18)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	「とっりの女性史 戦後からの歩み」刊行
2007 (平 19)		「男女雇用機会均等法」改正(※7) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H19年度~23年度)
2008 (平 20)		「DV防止法」改正(※8)	
2010 (平 22)	第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合	「育児・介護休業法」改正(※9) 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「DV被害者支援計画」第2次改訂
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	
2012 (平 24)			「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H24年度~28年度)
2013 (平 25)		「ストーカー規制法」改正(※10)	
2014 (平 26)		「DV防止法」改正(※11)	
2015 (平 27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	イクボスとっとり共同宣言
2016 (平 28)			「DV被害者支援計画」第3次改訂

- ※1... 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている
- ※2... (1)それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止 (2)女性だけの募集・女性優遇も原則禁止 (3)違反に対し企業名公表という制裁措置の創設 (4)調停の申請には「相手の同意」が不要になったこと (5)ポジティブ・アクションの創設 (6)セクシュアル・ハラスメントの創設
- ※3... 時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ、転勤配慮などが盛り込まれる
- ※4... (1)裁判所が発令する保護命令の対象を子どもや元配偶者まで広げることとし、また配偶者からの暴力は、「精神的暴力・性的暴力」を含むものと改正
(2)接近禁止命令:加害者が子どもと配偶者または元配偶者に6ヵ月間近づくことを禁止
(3)退去命令:2ヵ月間に延長

- ※5・・・「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容
- ※6・・・休業対象者拡大(有期雇用者など)、1歳6ヶ月までの育休期間延長措置、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設などが盛り込まれる
- ※7・・・(1)性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化
- ※8・・・保護命令制度の拡充
 - (1)生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - (2)電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等⑦名誉を害する事項を告げること等⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
 - (3)被害者の親族等への接近禁止命令
- ※9・・・パパ・ママ育休プラス、専業主婦除外規定廃止、育児短時間勤務制度・所定外免除の義務化、介護休暇創設などが新たに追加
- ※10・・・(1)拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に加える
 (2)申出をした者の住所・居所地だけでなく、加害者の住所・居所地、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長等も、禁止命令、警告又は仮の命令等を行うことができる
 (3)警告や禁止命令等をしたとき、警察及び公安委員会等は速やかに申出をした者に通知しなければならない。また、申出を受けたにもかかわらず警告や禁止命令等を出さない場合は、警察及び公安委員会等はその理由を申出をした者に書面で通知しなければならない
 (4)国・地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めなければならないこと、また、ストーカー行為等防止啓発・防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないこととする
- ※11・・・法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大

「障がいのある人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「身体障害者雇用促進法」施行	
1970 (昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択		
1976 (昭 51)		「身体障害者雇用促進法」改正 (※1)	
1981 (昭 56)	「国際障害者年」		
1982 (昭 57)	「国連障害者の10年」(1983～1992)の 宣言 「障害者に関する世界行動計画」の策定	「障害者対策に関する長期計画」(1982 ～1992)	
1987 (昭 62)		法律の名称を「身体障害者雇用促進法」 から「障害者の雇用の促進等に関する 法律(障害者雇用促進法)」へ改正(※ 2) 法律の名称を「精神衛生法」から「精神 保健法」へ改正(※3)	
1989 (平成)	「児童の権利に関する条約(子どもの権 利条約)」採択		
1993 (平 5)	「障害者の機会均等化に関する標準規 則」の採択 「アジア太平洋障害者の10年」(1993～ 2002)	「障害者対策に関する新長期計画(障害 者基本計画)」(1993～2002) 法律の名称を「心身障害者対策基本法」 から「障害者基本法」へ改正(※4)	「鳥取県障害者計画」策定
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用で きる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)」施行 「子どもの権利条約」批准	県職員採用試験において身体障がい者 採用枠を設定
1995 (平 7)		「障害者プラン(ノーマライゼーション7か 年戦略)」策定 「精神保健法」から「精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(精神保健福 祉法)」へ改正(※5)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1997 (平 9)			「鳥取県障害者計画7か年重点計画」策 定
1998 (平 10)		法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から 「知的障害者福祉法」へ改正(※6)	
1999 (平 11)		「精神保健福祉法」改正(※7)	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部 を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機 関を利用した移動の円滑化の促進に関 する法律(交通バリアフリー法)」施行 「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「身体障害者補助犬法」施行(※8)	

年	国連等	国	県
2003 (平 15)	「アジア太平洋障害者の10年」を延長 (2003～2012)	「障害者基本計画(第2次計画)」(2003～2012) 支援費制度(措置から契約へ)の施行	
2004 (平 16)		「障害者基本法」改正(※9)	「鳥取県障害者計画(新計画)」策定
2005 (平 17)		「発達障害者支援法」施行(※10)	
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択	「障害者自立支援法」施行(※11) 「精神保健福祉法」改正(※12) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※13) 「教育基本法」改正(※14)	「鳥取県障害者福祉計画」策定(3年毎見直し)
2007 (平 19)		「障害者権利条約」署名 「重点施策実施5か年計画」 「学校教育法」改正(※15)	
2008 (平 20)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」発効	「身体障害者補助犬法」改正(※16)	「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「障害者雇用促進法」改正(※17)	「あいサポート運動」スタート 「ハートフル駐車場」利用証制度スタート
2010 (平 22)		「障害者自立支援法」改正(※18)	
2011 (平 23)		「障害者基本法」改正(※19)	
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行(※20)	「第3期鳥取県障害者福祉計画」
2013 (平 25)		「障害者基本計画(第3次計画)」(2013～2017) 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行(※21) 法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※22) 「学校教育法施行令」改正(※23)	「鳥取県手話言語条例」施行
2014 (平 26)		「障害者権利条約」批准	県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」公表 第1回「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」開催
2015 (平 27)			「鳥取県障がい者プラン」策定 「鳥取県手話施策推進計画」策定
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行(※24) 「障害者雇用促進法」改正(※25)	

※1… 身体障がい者の法定雇用率を「努力義務」から「義務」に強化

※2… 法律の対象を知的障がい者にも広げるとともに、障がい者雇用率の算定に関して特例子会社制度が法制化された

※3… 法律の目的として社会復帰の理念が初めて明記され、入院患者の人権擁護に関して本人の同意に基づく任意入院制度が創設され、精神障害者社会復帰施設制度が創設された

※4… 法律の目的に障がい者の自立と社会参加の促進を規定し、法律の対象となる障がい者を身体障がい、知的障がい又は精神障がいとすることや、「障害者の日」を定めること等が規定された

- ※5… 平成5年に成立した障害者基本法において精神障がい者が基本法の対象として明確に位置づけられたことを受けて、精神障害者保健福祉手帳の創設や社会適応訓練事業の法定化、精神保健指定医制度の充実など福祉の充実を図ることとした
- ※6… 精神薄弱の用語を「知的障害」に改めるとともに、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、知的障がい者の福祉の充実を図ることとした
- ※7… 精神科病院の人権侵害事件や不祥事の再発を防止し、精神障がい者の人権保護をさらに強化するため、精神医療審査会の機能強化、精神科病院に対する指導監督の強化等を行った
- ※8… 「身体障害者補助犬」を盲導犬・介助犬・聴導犬の三種とし、公共施設や公共交通機関等への補助犬同伴受け入れをその設置者等に義務付けるとともに、補助犬を同伴する者の行動管理・衛生管理に関する義務等が規定された
- ※9… 目的規定において障がいのある人の自立や社会参加の支援等が示され、基本理念として障がいを理由とする差別等の禁止が規定されたほか、「障害者週間」の設置、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化等が規定された
- ※10… 発達障がいを早期に見出し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育等における支援を図るため、発達障がいの定義、ライフステージを通じた一貫した支援、関係機関の連携、理解の促進、専門家の養成等について定められた
- ※11… 障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類によって異なっていた各種福祉サービスを一元化して地域生活中心のサービス体系へ再編するとともに、サービスの実施主体を住民に一番身近な市町村に一元化した
- ※12… 障害者自立支援法に移行した福祉サービスに関する項目を削除するとともに、精神保健医療福祉の改革ビジョン等に基づき、改善命令に従わない病院名の公表、入院患者の処遇改善、市町村が行う相談体制の強化、病名の「統合失調症」への変更等が規定された
- ※13… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※14… 「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある児童生徒等についても、その障がいの状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が新たに明記された
- ※15… 障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の盲・ろう・養護学校制度を特別支援学校の制度に転換するとともに、小・中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに位置付けられた
- ※16… 都道府県等への相談窓口の設置、一定規模以上の民間企業に対する補助犬使用勤務者の受け入れ義務化等が規定された
- ※17… 意欲・能力に応じた障がい者の雇用機会の拡大を図るため、障害者雇用納付金制度が適用される対象の一定規模以上の中小企業への拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が規定された
- ※18… 地域における障がい者等の支援体制の充実を図るため基幹相談支援センターの設置や、関係者により構成される自立支援機関の法定化、支援決定プロセスの見直し等を行うとともに、利用者負担における応能負担の原則や発達障がいがこの法律の対象となることが明確化された。
- ※19… 国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と拡大するとともに、社会的障壁の除去についての合理的配慮の概念が導入された
- ※20… 障がいのある人に対する家庭や施設等での虐待が社会問題化する中で、障がい者虐待の定義と類型を定めるとともに、国等の責務、早期発見の努力義務、障害者虐待防止等に係る具体的スキーム、学校や医療機関等の管理者に対する防止措置の義務付け等が規定された
- ※21… 平成25年7月1日以降に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなることと、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち会わせること等の公正な実施確保の努力義務が規定された
- ※22… 地域社会における共生の実現に向けて重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大など障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の範囲に難病等を加えた
- ※23… 学校施設のバリアフリー化や平成23年8月の障害者基本法改正等を踏まえて、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、市町村教育委員会が個々の児童生徒の障がいの状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた
- ※24… 障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、相談・紛争解決の体制整備等が規定された
- ※25… 雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが規定された

「子どもの人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1948 (昭 23)		「児童福祉法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言(児童権利宣言)」採択		
1979 (昭 54)	「国際児童年」		
1980 (昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		「鳥取県青少年健全育成条例」制定
1987 (昭 62)		「民法」改正(※1)	
1989 (平成)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1994 (平 6)		「子どもの権利条約」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」	
1999 (平 11)	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定	
2000 (平 12)	「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 「少年法」改正(※2) 「社会福祉法」施行	「21世紀鳥取県教育ビジョン」策定
2001 (平 13)	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際10年」(2001～2010)		
2002 (平 14)		「新子どもプラン」策定	
2003 (平 15)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	「とっとり21世紀青少年育成基本構想」策定
2004 (平 16)		「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」改正(※3) 「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(※4) 「子ども・子育て応援プラン」策定	
2005 (平 17)			「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」策定
2006 (平 18)		「教育基本法」改正(※5) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行	
2007 (平 19)		「少年法」改正(※6)	
2008 (平 20)		「児童虐待防止法」改正(※7) 「児童福祉法」改正(※8) 「出会い系サイト規制法」改正(※9)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※19)
2009 (平 21)		「児童福祉法」改正(※10)	
2010 (平 22)		「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・子育てビジョン」策定	「子育て王国とっとりプラン」策定
2011 (平 23)	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択		「青少年健全育成条例」改正(※20)
2012 (平 24)		「民法」改正(※11) 「児童福祉法」改正(※12) 「子ども・子育て支援法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」改正(※13) 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	「鳥取県児童福祉法施行条例」施行 「とっとり若者自立応援プラン」策定

	国連等	国	県
2013(平 25)		「ハーグ条約」批准	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」施行
		「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約実施法)」施行 「子どもの貧困対策推進法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめ防止等のための基本的な方針」策定 「民法」改正(※14)	「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
2014(平 26)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」改正(※15) 「児童買春、児童ポルノ禁止法」改正(※16)	「子育て王国とっとり条例」施行 「子育て王国推進指針」策定 「青少年健全育成条例」改正(※21)
2015(平 27)		「児童福祉法」改正(※17) 「公職選挙法」改正(※18)	「鳥取県社会的養護推進計画」策定 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」 「とっとり若者自立応援プラン」改訂

- ※1... 特別養子制度を新設
- ※2... 刑事処分の可能年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ。また、16歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官への逆送を原則とした改正
- ※3... 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国の将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことと明記され、児童虐待の定義の見直し、通告義務の対象拡大並びに国及び地方公共団体の責務が早期発見から自立支援までとされるなどとした改正。これにあわせ「児童福祉法」も改正
- ※4... 法定刑の引き上げ、処罰規定の新設等
- ※5... 国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなど全面的に改正
- ※6... 警察官が触法少年の疑いがある者を発見した場合の任意調査権を明文化し、少年や保護者を呼び出して質問できる権限を明記
- ※7... 目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記され、国・地方公共団体の責務として、虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」が加えられた。また、児童相談所等の権限を強化し、立入調査に関しては、親の同意が得られない場合、一定の手順を踏んだあと裁判所の許可を得て強制立入できることとしたほか、保護者への指導や面会・通信制限の強化などの改正
- ※8... 地方公共団体の「要保護児童対策地域協議会」設置を努力義務とした。「未成年後見人請求の間の親権の代行」について児童相談所長が公的な立場で職務として親権を行えるようにしたなどの改正
- ※9... 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※10... 子育て支援に関する事業の制度上の位置づけを明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実等
- ※11... 児童虐待の防止の観点から、期限付きで親権を制限する「親権制限制度」及び親権が制限された親に代わって子どもの世話などを行う「未成年後見制度」の見直し
- ※12... 障がい児を対象とした施設を、障害者自立支援法(改正後:障害者総合支援法)より児童福祉法に一本化し管理
- ※13... 幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の施設として、認可や指導監督等を一本化することなどにより、その設置を促進
- ※14... 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする改正
- ※15... ひとり親家庭等に対する支援を拡充
- ※16... 児童ポルノの所持の禁止、罰則の新設など
- ※17... 難病対策の制度的基盤を確立し、難病医療費助成についての予算の義務化を規定
- ※18... 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ
- ※19... フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※20... 青少年の深夜外出の制限について規定
- ※21... ペアレンタルコントロール及びインターネットに接続機器の販売事業者に購入者への説明と書面の交付義務を規定

「高齢者の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1966 (昭 41)		「敬老の日」指定	
1972 (昭 47)		「老人福祉法」改正 …老人医療費支給制度の創設	
1982 (昭 57)	第1回高齢化問題世界会議の開催 「高齢化に関する国際行動計画」採択		
1983 (昭 58)		「老人保健法」施行	
1986 (昭 61)		「老人保健法」改正 …老人保健施設を制度化 「長寿社会対策大綱」閣議決定	
1989 (平元)		「高齢者保健福祉推進十カ年戦略 (ゴールドプラン)」策定 …在宅サービス、施設サービスの整備 目標数値を提示	
1990 (平 2)		「老人福祉法」改正(※1)	
1991 (平 3)	「高齢者のための国連原則」採択 (5つの原則=自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)	「老人保健法」改正(※2)	
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定 …在宅サービス整備目標を大幅に上方修正	
1995 (平 7)		「高齢社会対策基本法」施行(※3)	
1996 (平 8)		「高齢社会対策大綱」策定	「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正 …60歳定年制の義務化等	
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「介護保険法」施行 「社会福祉法」施行	
2001 (平 13)		「新しい高齢社会対策大綱」策定 「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者居住法)」施行(※4)	
2005 (平 17)		「介護保険法」改正(※5)	
2006 (平 18)		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行(※6) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※7)	

年	国連等	国	県
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「介護保険法」及び「老人福祉法」改正(※8)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画)」策定
2011 (平 23)		「高齢者居住安定法」改正(※9) 「介護保険法」改正(※10)	
2012 (平 24)		「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定(H25～H29)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画)」策定
2014 (平 26)		「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」施行(※11)	
2015 (平 27)		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」策定(～H37) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行(※12)	

- ※1… ゴールドプランを受けて、従来の施設ケア中心型の福祉から、在宅・地域を基盤にしたケアシステムづくりを推進する体制にシフトするため、在宅サービスの推進、在宅介護支援センターの制度化、特別養護老人ホーム等への入所決定事務の市町村への移譲、「老人保健福祉計画」(市区町村、都道府県)の策定などが規定された
- ※2… 「老人訪問看護制度(老人訪問看護ステーション)」が創設され、ゴールドプランと連動しながら在宅要介護高齢者の総合的なケア体制の拠点づくりが開始された
- ※3… 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築くことを基本指針として、国及び地方公共団体による雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境の総合的な推進が規定された
- ※4… 民間賃貸住宅居住者への支援として、高齢者向け優良賃貸住宅への補助や高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度などが実施された
- ※5… 介護給付費の急激な増加が予測される中、制度の安定的な継続を可能にするため、軽度者に対する新たな予防給付の枠組みの導入、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護等の設置、「地域包括支援センター」の創設、サービスの質の確保、向上を図るための介護支援専門員1人当たりの標準担当数の変更や事業者に対する情報公表の義務付け等が規定された
- ※6… 高齢者虐待を経済的虐待など5つに分類して定義し、虐待を発見した場合の通報や迅速な事実確認など在宅介護と施設介護における虐待防止対策が規定された
- ※7… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※8… 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などが規定された
- ※9… 高齢者向け住宅の供給について、高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化し知事の登録制度が創設された
- ※10… 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援(地域包括ケア)を推進するため、医療と介護の連携の強化や介護サービスの質の向上等を図ることとした
- ※11… 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等が定められた
- ※12… 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に対して、老齢年金生活者支援給付金(保険料納付済み期間等に応じて月額5千円まで)を支給することとした

「外国人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「出入国管理及び難民認定法(入管法)」施行	
1952 (昭 27)		「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定 「外国人登録法」施行 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択		
1966 (昭 41)		「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定の実施に伴う出入国管理特別法(入管特別法)」施行	
1975 (昭 50)	「劣悪な条件下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告(ILO)」		
1990 (平 2)	「すべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1991 (平 3)		「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」施行	
1995 (平 7)		「人種差別撤廃条約」加入	
2000 (平 12)		「外国人登録法」改正(※1)	「日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則」施行
2006 (平 18)		「地域における多文化共生プラン」策定	
2007 (平 19)		「入管法」改正(※2)	
2009 (平 21)		「国籍法」改正(※3)	
2010 (平 22)		「入管法」「入管特例法」改正(※4)	
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止に伴う「新しい在留管理制度」及び「特別永住者制度」の導入(※5)	
2014 (平 26)			「ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書」県議会採択

※1… 指紋押なつ制度の廃止

※2… 外交特権を有する者、政府招待者、特別永住者及び16歳未満の者以外の外国人は、入国審査にあたって、原則として、指紋採取機による両手の人差し指の指紋採取(バイオメトリクス)と顔写真の撮影を義務化

※3… 出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、父母が結婚していることという要件を削除(認知のみで国籍取得を可能に)

※4… 外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度、特別永住制度の導入

※5… 外国人登録法の廃止により、外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付

「病気にかかわる人の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1907 (明 40)		「癩予防ニ関する件」成立	
1916 (大 5)		「癩予防ニ関する件」改正(※1)	
1931 (昭 6)		「癩予防法」制定	
1953 (昭 28)		「癩予防法」を一部改正した「らい予防法」施行(※2)	
1972 (昭 47)		「難病対策要綱」策定	
1988 (昭 63)	WHO「世界エイズデー」提唱		
1989 (平元)		「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	
1996 (平 8)		「らい予防法」廃止	
1997 (平 9)		「医療法」改正(※3)	
1999 (平 11)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」制定 「エイズ予防法」廃止	
2001 (平 13)		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」施行	「長島愛生園と邑久光明園」知事訪問
2002 (平 14)			鳥取県ハンセン病資料集「風紋のあかり」作成
2003 (平 15)		「診療情報の提供等に関する指針」策定	「鳥取県医療相談支援センター」設置
2004 (平 16)		「医療・介護関係事業者における個人情報情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」制定	
2005 (平 17)			「鳥取県難病・相談支援センター」設
2006 (平 18)		「診療報酬」改定(※4) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正(※5) 「エイズ予防指針」改正(※6)	
2007 (平 19)		「医療法」改正(※7)	「鳥取県医療安全支援センター」設置(名称変更)
2008 (平 20)	第8回国連人権理事会で「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」設置
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行	
2010 (平 22)	第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2012 (平 24)		「エイズ予防指針」改正(※8)	
2013 (平 25)		法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※9)	「鳥取県保健医療計画」改訂(※10)
2014 (平 26)		「健康・医療戦略推進法」施行	「第3次鳥取県地域医療再生計画」変更(※11) 「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」策定
2015 (平 27)		「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「医療法」改正(※12)	

※1…療養所長に懲戒検束権を付与

※2…強制隔離継続、強制入所、患者の従業禁止、汚染場所の消毒、物件の消毒廃棄、入所者の外出禁止、所長の秩序維持を規定

※3…インフォームド・コンセント(患者に対する十分な説明と同意)の努力義務を規定

※4…セカンドオピニオンのための紹介状の作成が情報提供料として加算できることになり、保険診療報酬の評価項目として位置付けられたことで患者も医師にセカンドオピニオンを希望しやすくなった

※5…人権の尊重を明記

※6…国と地方の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、「普及啓発及び教育」「検査・相談体制の充実」「医療提供体制の再構築」などの施策に取り組むことを規定

- ※7… 患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援することが規定
- ※8… 「検査相談体制」の位置づけを強化
- ※9… 難病患者等を法の対象に追加
- ※10… 住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立
- ※11… 医師・看護師の確保、在宅医療の推進、災害医療体制の充実
- ※12… 医療事故に係る調査の仕組み等を確立し、医療の安全を確保

「刑を終えて出所した人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)		「犯罪者予防更生法」施行	
1950 (昭 25)		「更生緊急保護法」施行 「保護司法」施行	
1954 (昭 29)		「執行猶予者保護観察法」施行	
1996 (平 8)		「更生保護事業法」施行	
1999 (平 11)		「保護司法」改正	
2006 (平 18)		「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書	
2008 (平 20)		「更生保護法」施行 「経済財政改革の基本方針2008」(閣議決定)(※1) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議)(※2)	
2010 (平 22)			「鳥取県地域生活定着支援センター」の開設
2011 (平 23)		全都道府県に「地域生活定着支援センター」を開設	
2012 (平 24)		「再犯防止に向けた総合対策」(犯罪対策閣僚会議)	
2013 (平 25)		「更生保護法」改正 「世界一安全な日本」創造戦略(閣議決定)	
2016 (平 28)		「刑法」改正及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」施行(※3)	

※1… 再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する

※2… 高齢・障がい等により、自立が困難な出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、(刑務所に社会福祉士・精神保健福祉士を配置し、)刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域毎に1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する

※3… 受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止を目的として、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等を対象に、一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する「刑の一部執行猶予制度」を定める

「犯罪被害者等の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1981 (昭 56)		「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1985 (昭 60)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
1996 (平 8)		「被害者対策要綱」制定(警察庁)	
1998 (平 10)		「全国被害者支援ネットワーク」設立	
2000 (平 12)		「刑事訴訟法及び検察審査会法」改正(※1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行	
2001 (平 13)		「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正(※2)	
2005 (平 17)		「犯罪被害者等基本法(基本法)」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H17～H22年度)	
2006 (平 18)		「犯罪被害給付制度」改正(※3)	
2008 (平 20)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)改正(※4) 「更生保護法」施行 「被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(推進条例)」施行 「とっとり被害者支援センター」開設
2009 (平 21)		「裁判員制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」策定(計画期間H20年度～22年度)
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H23～H27年度) 「犯罪被害者支援要綱」制定(警察庁)	
2012 (平 24)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H23年度～25年度)(※6)
2013 (平 25)		「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び改正総合法律支援法」改正(※5)	
2015 (平 27)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H26年度～28年度)(※7)

- ※1… 証人への付添いや遮へい措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減、性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等
- ※2… 「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更
平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされた
- ※3… 「犯罪被害者等基本計画」を受け、重傷病給付金について支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを内容とする政令改正がなされるとともに、親族の間で行われた犯罪について支給制限を緩和するための規則改正がなされた
- ※4… 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)に変更
休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害がい者(障がい等級第1級から第3級までに該当する障がいが残った方)に対する障がい給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図った

- ※5... 刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するための改正。公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに委任することとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和する
- ※6... 推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定。『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施
- ※7... 社会・犯罪情勢の変化に対応する個別の施策を盛り込んでいくものとした。犯罪被害者等の支援の施策の柱に、「性暴力被害者への支援」を追加し、性暴力被害者が安心して相談できる体制の構築等を推進する

「性的マイノリティの人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1997 (平 9)		日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」策定	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」施行	
2005 (平 17)			「人権に配慮した申請書類等にするための関係規則の整備に関する規則」施行(※1)
2008 (平 20)	国連総会で人権と性的指向・性自認に関する声明提出	「性同一性障害者特例法」改正(※2)	
2011 (平 23)	人権理事会は性的指向と性同一性に関する決議を採択		
2015 (平 27)	米国連邦最高裁が同性婚を認めない州法は違憲であると判決	東京都渋谷区において、「同性パートナーシップ条例」が成立、施行	

※1・・・ 本籍、性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る等所要の規定の整備を行う

※2・・・ 性別の取扱の変更の審判を受ける要件として「子がないこと」を「未成年の子がないこと」に条件を緩和

「生活困難者の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1986 (昭 61)		「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」施行	
1993 (平 5)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	
1997 (平 9)	貧困撲滅のための国連の10年		
2000 (平 12)		「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2008 (平 20)		「パートタイム労働法」改正(※1)	
2012 (平 24)		「労働者派遣法」改正(※2) 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」改正(※3)	
2013 (平 25)		「子どもの貧困対策推進法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	
2015(平 27)		「生活困窮者自立支援法」施行 「パートタイム労働法」改正(※4) 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改訂(※5)	

- ※1… 少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のための改正
- ※2… 法律名が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的に、派遣労働者の保護のための法律であることを明記
- ※3… 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限を5年延長(平成29年8月6日までとする)
- ※4… パートタイム労働者の公正な待遇の確保・納得性を高めるための措置、パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
- ※5… 「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、ホームレス対策のうち、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施。ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期把握等を図るなど、生活困窮者一時生活支援事業等にも積極的に取り組むなどの改正

「インターネットにおける人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1980 (昭 55)			「鳥取県青少年健全育成条例」制定
2000 (平 12)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
2002 (平 14)		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」策定	
2003 (平 15)		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行	
2004 (平 16)		「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」改訂(※1)	
2007 (平 19)		プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」公表	
2008 (平 20)		「出会い系サイト規制法」改正(※2)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※3)
2009 (平 21)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行	
2013 (平 25)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(※4)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※5)
2014 (平 26)			「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※6)

- ※1… インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダーに対して情報の削除依頼があった場合の対応プロセスを明確化
- ※2… 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※3… フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※4… 被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たにストーカー規制法の規制対象として追加
- ※5… 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等及び青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、危険ドラッグ等の使用をおおるもの等を追加。
- ※6… 保護者へのペアレンタルコントロール措置の努力義務及びインターネット接続機器販売事業者の購入者へのペアレンタルコントロールに関する説明と書面の交付義務を規定

「ユニバーサルデザインの推進」国内外の動き

年	国連等	国	県
1974 (昭 49)	バリアフリーデザインに関する専門家会議においてバリアフリー提唱		
1985 (昭 60)	米ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスが、ユニバーサルデザイン提唱		
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行(※1)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)	ISO(国際標準化機構)の総会において、ユニバーサルデザインとアクセシブルデザインの原則採用とガイドライン策定		
2000 (平 12)		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行(※2)	
2002 (平 14)			イベント等を行う場合の点検項目の策定
2006 (平 18)		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※3)	

※1・・・ 病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共的施設において、出入口、廊下、階段、エレベータ、トイレなどを高齢者や障がい者が支障なく利用できるよう対策を促すもの

※2・・・ 鉄道駅、空港、バスターミナル等、公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築、あるいは新車両の導入などの際のバリアフリー化を義務付けた

※3・・・ 高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指すもの

「様々な人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1993 (平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言		
1995 (平 7)	「世界の先住民の国際の10年」(1995～2004)		
1997 (平 9)		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
1999 (平 11)			「鳥取県個人情報保護条例」施行
2002 (平 14)		日朝首脳会談開催(※1)	
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行(全面施行は2005年)	
2004 (平 16)		第2回日朝首脳会談(※2)	「鳥取県情報システム管理要綱」(情報セキュリティポリシー)施行
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」施行	
2006 (平 18)		「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「男女雇用機会均等法」改正(※3)	
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択	
2009 (平 21)			個別労使紛争解決支援センター設置
2011 (平 23)		東日本大震災発生 人権教育・啓発基本計画一部変更	
2014 (平 26)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※4)	
2015 (平 27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行	

※1… 北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名の帰国が実現

※2… 2002年に帰国した拉致被害者の家族が帰国

※3… (1).性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化

※4… 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることは

ない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを

有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事

項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条

財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。

第35条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条

公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 月 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかんがうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが出来る差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
 - (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
 - (4) 相談支援体制に関すること。
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
 - (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

